

平成27年第6回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月2日(水)から15日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
3日	木			
4日	金			
5日	土			
6日	日			
7日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
11日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
12日	土			
13日	日			
14日	月	予 備 日		
15日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成27年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
平成27年 12月2日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年12月2日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年12月2日 午後1時18分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	10	久保田正之		11	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第102号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成 27 年 12 月 2 日（第 1 回）

開議 13 時 00 分

○議長 星 正彦君

只今から、平成 27 年第 6 回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成 35 年度以降の可燃ごみの処理のあり方及びごみの直接搬入の受け入れについて、行政報告いたします。

平成 35 年度以降の可燃ごみの処理のあり方については、平成 14 年度よりスタートしましたごみ固形燃料化、いわゆる R D F 方式につきましては、平成 34 年度までの延長が決定しています。

じん芥組合として、平成 35 年度以降の可燃物の処理方法について速やかに方針を決定し、具体的な検討に入っていく必要があることから、次の 3 案について調査検討を行ってまいりました。

- ① ごみ燃料化（R D F）の継続。
- ② ごみ処理の外部委託。
- ③ ごみ処理施設の新設。

その結果、平成 35 年度以降の可燃物の処理方針を、次のとおりとすることにいたしました。

外部処理委託若しくは処理施設の新設を直ちに選択した場合には、発電事業の終了に合わせる平成 35 年度からの稼働開始を目指して、早急に施設の建設場所、規模、処理区域及び財政計画を速やかに具体化していく必要があります。

しかし、その反面、既存の R D F 処理施設の有効活用及び長寿命化を図ることなどによる組合市町の財政的負担の軽減を目指す積極的な取り組みも必要だと考えます。

よって、平成 35 年度以降の処理方針は、既存の R D F 処理施設をできる限り継続させることを優先し、並行して②ごみ処理の外部委託若しくは、③ごみ処理施設の新設等を検討していくことといたしました。

続きまして、ごみの直接搬入の受け入れについて、先の一般質問でもありました地域住民の直接搬入の受け入れについて、組合市町で協議した結果、組合市町に事前に申し込まれた方で、指定袋又は証紙の貼付けでの搬入を前提に、組合市町の準備が整い次第、試行的に毎月 2 回（第 2、4 土曜日）直接搬入を開始することといたしました。

なお、地域住民の皆さまにとっては、日常的に直接搬入の受け入れが行われることが理想でありましようが、日常的に受け入れを行うとすれば、その受入体制を整備する必要があり、費用と効果の検証等が必要となってきますので、今回、試行的に開始し、具体的な需要度や費用の試算等の検証を行っていくことにいたしました。

続きまして、連携中枢都市圏形成について行政報告いたします。

国は、人口減少・少子高齢化において一定圏域における活力ある社会経済を維持するために、経済をけん引していく核となる都市とその近隣自治体による広域連携の取り組みを推進する新たな仕組みとして「連携中枢都市圏構想」を推進しております。

平成26年11月に地方自治法の一部が改正され、地方自治法に基づく地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約制度」の導入により、今後一定圏域での広域連携による経済成長・地域全体の振興・行政サービスの効率化を図っていくものであります。

連携中枢都市圏構想には、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの取り組みが求められており、連携中枢都市宣言を行った中心都市と近隣自治体とで「連携協約」を締結することで、政策面での基本方針や役割を踏まえたうえでの事務の共同処理が可能となります。

連携協約は、連携中枢都市が連携中枢都市宣言を行った後、連携中枢都市と構成近隣自治体とが1対1でそれぞれの議会の議決を経て連携協約の締結を行うものであります。

連携協約締結後は、連携中枢都市圏ビジョンを策定する「連携中枢都市」と「連携市町村」の各役割・取り組みに応じて連携中枢都市には普通交付税が、構成近隣自治体には特別交付税が財政措置されることとなっています。

本町におきましては、北九州市を中心都市とし、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、香春町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町の6市11町の17団体で、この連携中枢都市圏形成を目指すこととして10月5日に開催されました北九州都市圏域トップ会議に参加しております。

今後は、北九州市と具体的な連携事業について協議を行ない、来年3月末までの連携協約締結に向けて協議を進めていきたいと考えております。

以上が、連携中枢都市圏形成についての行政報告です。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております工事請負契約状況報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました請願1件は、お手元に配布しています請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において10番議員 久保田正之君及び11番議員 岡崎邦博君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月15日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第102号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第102号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第102号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります堀角泰正氏の任期が、本年12月14日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命するため議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で略歴書を添付いたしておりますのでご参照下さい。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第102号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第102号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第102号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第102号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第102号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に堀角泰正氏の任命に同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第102号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時11分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第4 議案第103号から日程第6 議案第105号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第103号から日程第6 議案第105号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第103号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「くらて病院整備基本構想検討委員会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第104号は、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、年金による補償及び休業補償について同一の事由により、他の法令による社会保障給付が支給される場合の調整に変更が生じることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第105号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成27年地方税法等の一部を改正する法律において、地方税の猶予制度については、地方分権推進の観点から地域の実情に応じ、一定の事項を条例で定めるとされたことに伴い、徴収や換価の猶予についての規定を整備すること、また地方税法施行規則等の一部を改正され、地方税当局へ提出する申告書等の様式に、個人又は法人番号を記載する欄等の追加などが定められたため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が日程第4 議案第103号から日程第6 議案第105号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第106号及び日程第8 議案第107号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第106号及び日程第8 議案第107号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第106号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、歳出では地方独立行政法人くらて病院の運営費負担金後期分1億4,692万6千円や、障がい者自立支援事業の利用者等の増加に伴う扶助費1,950万5千円などの追加を行う一方で、無投票となった町議会議員選挙費410万7千円や農業委員会委員選挙費126万5千円などの減額を行うものです。

歳入では、歳出側の事業費の補正に伴い国庫支出金及び県支出金などの追加または減額を行うとともに、今回の補正で不足する財源1億1,049万7千円は、財政調整基金から繰り入れることにより予算を調製しております。

これにより、歳入歳出それぞれ1億7,325万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億8,117万2千円といたしました。

次に、日程第8 議案第107号は、平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳出では、くらて病院の医療機器整備事業費の確定と平成26年度分長期債の借入利率の確定に伴い、貸付金3,760万円と長期債償還利子49万5千円を減額するものです。

また、歳入では、歳出の減額に伴い、くらて病院からの公債費負担金49万5千円と町債のうち病院事業債と過疎対策事業債それぞれ1,880万円ずつを減額するものです。

これにより、歳入歳出それぞれ3,809万5千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億8,682万1千円といたしました。

以上が日程第7 議案第106号及び日程第8 議案第107号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時18分

平成27年鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号）						
平成27年 12月7日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年 12月7日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年 12月7日 午後4時49分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星正彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	久保田正之		11	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠	
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成27年第6回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>11番 岡口 邦博</p>	<p>1. 町の財政状況と公共施設等の老朽化の現状及び将来の見通しについて</p> <p>(1)町の財政状況に関して</p> <p>①平成27年度末における公営企業も含めた地方債残高の見込みと償還計画は。</p> <p>②平成28年度における地方交付税算定の動向は。</p> <p>③人口減少に伴う地方交付税の影響は。</p> <p>(2)公共施設等の老朽化の現状及び将来の見通しに関して</p> <p>①町が所有する公共施設等の老朽化の現状は。</p> <p>②公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込みは。</p> <p>2. くらて病院の現状と将来の展望について</p> <p>(1)くらて病院の現状に関して</p> <p>①平成27年度の収支見込みは。</p> <p>②平成28年度における公立病院に対する地方交付税の算定基準の改正や診療報酬の改定が予定されているが、その影響は。</p> <p>(2)将来の展望に関して</p> <p>①2040年までの人口推計と入院、外来患者数の推計は。</p> <p>②総務省より策定を要請されている新公立病院改革プランや今議会で提案されている、くらて病院整備基本構想検討委員会の結論と県が策定する地域医療構想との整合性は。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p>
<p>6番 田中二三輝</p>	<p>1. 「ハザードマップ」の再点検について</p> <p>(1)「福岡県土砂災害警戒区域等マップ」と本町の「ハザードマップ」との整合性は。</p> <p>(2)避難訓練の必要性をどのように考えているのか。</p> <p>(3)大規模災害発生の想定要件は。</p> <p>(4)消防・警察・自衛隊・高速・新幹線等の関係機関と連携した避難訓練の実施が必要と思うが。</p> <p>(5)「遠賀川堤防」の状況は災害が発生した「鬼怒川」の状況と類似した点が見受けられるが点検等が必要と思うが。</p> <p>2. 鞍手再認識について</p> <p>(1)「郷土愛」の重要性をどのように考えているのか。</p> <p>(2)ブログ等で「鞍手の歴史的価値」が多く紹介されているが、神社や古墳の重要性を理解し、街おこしの一つの要素としてアピールする考えは</p>	<p>町長</p> <p>教育長・町長 町長</p>

一般質問通告一覧表

平成27年第6回定例会

No.2

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
5番 竹内 利一	<p>1. 2040年問題について</p> <p>(1) 前回6月議会で質問したが、今現在鞍手町が描いているコンパクトシティ、鞍手インターの活用、くらで学園等の施策による今後、10年先また25年先（2040年）の鞍手町の人口目標値等は。</p> <p>(2) 施策の一つであるコンパクトシティのメリット・デメリットは。</p> <p>(3) コンパクトシティを「中山地区」中心に考えているようだが、遠賀川が決壊した場合、中心地に行くのが困難になると思うが。</p> <p>2. 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会について</p> <p>(1) 進捗状況は。</p>	町長
1番 熊井 照明	<p>1. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことによる本町の空き家等対策について</p> <p>(1) 法律が施行されたが町長の考えは。</p> <p>(2) 平成24年、25年度の2年間で老朽化した空き家の相談件数21件中、解決した件数と、その後の相談件数は。</p> <p>(3) 所有者が不明の件数と対応方法は。</p> <p>(4) 空き家等の内、特定空き家と判断される基準と、件数は。</p> <p>(5) 「空家等対策協議会」設置の考えと、「空家等対策計画」を作成する考えは。</p> <p>(6) 古門区から要望が出ている物件の今後の対応は。</p> <p>2. 大谷自然公園について</p> <p>(1) キャンプ場等再開予定は。</p> <p>(2) 活用方法を広く公募等を行う考えは。</p> <p>3. 古門川大唐戸の改修について</p> <p>(1) 改修について、どのように検討されているのか、また改修時期は。</p>	町長
8番 鯉坂 省治	<p>1. 危険性のある空き家の対応について</p> <p>(1) 特定空き家（倒壊のおそれ等危険な空き家）の件数と対策は。</p> <p>(2) 行政代執行も可能となったが町の対応は。</p> <p>2. 特別養護老人ホーム入所待機者について</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの定員増について、どのような検討をしているのか。</p>	町長
4番 宇田川 亮	<p>1. ゴミ処理のあり方について</p> <p>(1) 平成35年度以降の可燃物の処理方法について、具体的にどのような調査検討を行ったのか。</p> <p>(2) その際、ゴミの減量化を含めての検討は、なされなかったのか。</p> <p>(3) 問題の先送りでは。</p> <p>(4) ゴミの直接搬入は、引越し等で大量に出た時のことを考え、指定袋に入れなくてもいいようにすべきでは。</p> <p>2. マイナンバー制度について</p> <p>(1) この制度について、さまざまな不安の声が広がっている。町として説明会を開き、メリット・デメリットも明らかにして、不安解消に努めるべきでは。</p>	町長

一般質問通告一覧表

平成27年第6回定例会

No.3

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
12番 須山由紀生	1. JR鞍手駅前開発について (1) 駅前の開発・活性化計画の進捗状況は。 (2) 駅舎のバリアフリー化とエレベーター設置の進捗状況は。 2. 浮洲公園整備計画について (1) 公園整備の進捗状況は。 (2) プール跡地整備の進捗状況は。	町長 町長

平成27年12月7日（第2回）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の予定表の順序により行います。

最初に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして、質問をいたします。

今回、この2つの質問をすることにしましたのは、町長が9月定例会での一般質問に対する答弁の中で、平成32年度までは過疎債が活用出来るので、この優位な財源を見込んでくからて病院を移転し、建て替えたい旨の答弁をされたことからです。

くからて病院の耐震化は急がなければいけないこととは思いますが。しかし町の人口は著しく減少し、町を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

そこで今回この2つの質問を通して町の現況を冷静に分析し、将来を見据え、将来に亘り町民に大きな負担を強いることのないよう、最善の方法を考えることが必要であるとの思いから質問をいたします。

今定例会ではくからて病院整備基本構想検討委員会の設置に関する議案も提案されていますので、今回の質問がこの基本構想を議論する上での一助になればという思いもあります。

それでは質問をいたします。

まず1番ですが、町の財政状況についてお尋ねいたします。

27年度も残すところ3ヶ月余りとなりましたが、町の財政状況を知るために、27年度末に於ける公営企業も含めた地方債残高の見込み額と、今後どのように償還していくのか、償還計画についてお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、償還計画は政策推進課の課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年度中に6億7,630万円の地方債を発行し、6億2,650万円の元利償還

を行う予定でありまして、平成27年度末の一般会計の地方債残高は85億1,800万円になる見込みでございます。

平成28年度から平成36年度までの地方債の発行につきましては、今時点で想定されます道路整備事業、橋梁長寿命化事業、消防施設整備事業、下水道事業に伴う地方債を発行し、臨時財政対策債を毎年2億5千万円発行、また過疎債対策事業につきましては、指定期間である平成32年度まで発行することを想定いたしまして、地方債償還シミュレーションを行っております。

その結果、年度毎の元利償還金は平成28年度が7億130万円、平成29年度が7億3,950万円となる予定であります。また、鞍手中学校整備のための地方債償還が始まります平成30年度には9億3,540万円、平成31年度が9億2,770万円、平成32年度が9億910万円、平成33年度が8億9,610万円、平成34年度が8億8,480万円、平成35年度が8億4,350万円、平成36年度が7億9,810万円となる見込みです。

そして平成36年度末に於ける地方債残高は47億3,730万円となる見込みです。

また、水道事業や公共下水道及びくらすて病院事業等の公営企業等を含めた地方債のシミュレーションも行っております。シミュレーションの条件といたしましては、水道事業会計につきましては水道管の布設替え等を想定し、平成31年度から36年度まで毎年3千万円の起債を発行するものとし、下水道事業特別会計におきましては、通常の下水道債の発行に加え、下水道事業債に償還に充てる資本費、平準化債の発行、平成28年度から36年度までに1億8,530万円から2億3,560万円を発行するものとし、くらすて病院貸付金特別会計につきましては、平成28年度以降、医療機器等の整備等により毎年5千万円の起債を発行するものとして試算をしております。その結果、一般会計等公営企業等のすべてを合わせました平成27年度末の地方債残高は145億1,730万円となりまして、平成28年度以降の元利償還額は、

平成28年度が12億110万円、
平成29年度が12億4,280万円、
平成30年度が14億2,330万円、
平成31年度が13億8,040万円、
平成32年度が13億7,440万円、
平成33年度が13億6,540万円、
平成34年度が13億2,420万円、
平成35年度が12億8,640万円、
平成36年度が12億4,610万円となる見込みです。

そして平成36年度末の地方債残高は一般会計、公営企業と合わせまして、99億3,560万円になるという見込みでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

丁寧にご答弁頂きましてありがとうございます。

多額の起債があるわけで、これを順次償還していくのにも大変厳しいところがあるように見うけられます。

この償還に充てる主な原資については、何を主な原資とするのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

地方債の財源の過疎対策事業債につきましては、交付税措置が70%、その他の地方債につきましても交付税措置があるものにつきましては、その地方債を償還に充てます。

残りの部分につきましては、一般財源という形になります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この償還をしていくためには、一般財源と補助裏のあるものとしては地方交付税を充てるということになります。

この30年、31年、32年については約一般会計でも9億以上の償還になるということですか、基本的に鞍手町の一般会計予算は、昨年については中学校の起債がありましたので大体4分の1程度になっていますけれども、通常は地方交付税も3分の1ということになっています。

ですから、かなり厳しいところがあるなというふうに感じているところです。

それで総務省の報道では、今年の8月28日に公表されている28年度地方交付税の概算要求の概要というのが発表されているのですが、その中で地方交付税は27年度比で3千億円ほど少ない要求額になっています。これが鞍手町の交付税にどれぐらい影響があるのか分かりませんが、この地方交付税の増減が非常に気になるところです。

この地方交付税の算定について、例えば28年度にはどのような動きがあるのか。外にもいろいろあるように報道等であっていますが、どのような動きがあるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今岡崎議員が申されましたように、平成28年度の地方交付税につきましては、27年8月に総務省より概算要求が公表されております。その平成28年度地方交付税の概算要求の

概要によりますと、経済財政運営等改革の基本方針2015で示されました経済財政再生計画を踏まえまして、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる、地方の一般財源について、平成27年度の地方財政計画の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保することとされておりまして、地方公共団体への交付ベースで1兆6千4百26億6千万円が要求されております。それは平成27年度と比較しまして3,282億円、率にしまして2%の減となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

2%減ということですから単純に計算すれば、大体22～3億ですから1千万円くらいということになると思います。ただ、今答弁の中にありましたように、27年度の財政計画の水準を下回らないようにということを言われていますが、一方でリーマンショック後の危機対応モードから、平時のモードに切り換えを進めていくということもあっています。

国の一般会計の地方交付税交付金、国の一般会計から財政計画の中に入れるものですが、これの別枠加算分、また地方財政計画の歳出特別枠ということが、要するに基準財政需要額を膨らますために特別枠を今まで設けてきたのですが、これを削減するというようなこともあっているようです。ですからかなり厳しいというか、これが平時のモードということになるのですが、これが鞍手町の地方交付税にはどれぐらい影響するのか、想定出来ますでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今岡崎議員が言われましたように、国では交付税の財源の組み替えがあっております。平成28年度に実際に地方財政計画が例年1月か2月にあります。その計画が出てみないと実際の本町がどれだけ影響があるかということは現時点では分かりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

なかなか難しいところです。ただ、今までと違うというのは間違いないというふうに思います。ですから先程言いましたように今度償還していく財源にもなるわけですがけれども、この財源もなかなか厳しい状況かなというふうには感じています。

また、他にも動きがありまして、今までは大体規模、人口だとかいろんな単位費用によって地方交付税というのは決められてきましたけれども、今度は見える化ということを基準にしまして、自治体間の比較を容易にして無駄使いの原因をなくすというようなことも進めているようです。特に大きいのはトップランナー方式といって、行財政改革が進んでいる自治体を中心に、今言われているのが自治体の上位3分の1程度を平均にして、そこを基準財政

需要額の見込みにすると。ですからそれよりも下回っている、あまり行財政が進んでいないところは、要するに交付税として来ないのです。ですから全くの手出しで進めていかなければならないというような状況にもなりそうです。ですからかなり厳しい状況です。

もう一つ、例えば今鞍手町は、まち・ひと・しごと創生戦略を策定していますけれども、これについても新型交付金として交付されるわけですが、これはK P I といって重要業績評価指標で、毎年次どれぐらい計画どおり進んでいるかというのをチェックされるようになります。計画どおり行かないと、これはまた交付税減額査定されるようになります。

こういう状況もあるようです。ですから今までは必要なものから、必要に応じて交付税は交付されてきましたが、今後は成果が出ているかどうか。こういうことも交付税算定の基準になるということですが、その辺について行政の方では確認されているでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政務推進課長 三戸 公則君

地方交付税の行革等の取り組みについては、これは平成26年度、27年度もありました。これは職員数の削減とかそういうもので交付税には反映しております。当然今後28年度に今申されたようなトップランナー方式が導入されれば、それに向かって町も行革を進めて努力していかなければならないと思います。

それから総合戦略につきましては、国が今地方創生で8月頃だったと思いますが、一番最初には財源を1,080億円国が用意すると。ただ、その配分につきまして国はまだ正確には示しておりませんので、この配分の仕方等を見ながら進めて行かなければならないと思います。

今総合戦略につきましてもK P I いうのを設定して、今作成中でございます。先日12月3日にも委員会を開きまして、一応事務局からのその事業につきましてはK P I を設定した事業をご提案しております。これについては今後、委員さんから12月28日に開催して、今度はその内容についてご意見をいただくということにしておりますので、この戦略についても今鋭意この計画の策定を進めているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

K P I の設定もあまり高い設定にしてクリア出来ないとか減額の対象にもなるようでございますので、その辺を考慮に入れながら努力をして頂ければと思います。

次に進みます。

3番目ですが、この10月に国勢調査がありました。28年度の地方交付税はこの国勢調査の人口が交付税算定の基礎となります。6月25日に開催された鞍手町、まち・ひと・しごと総合戦略の推進委員会で配布された人口の分析という資料がありますが、これを見てもかなり減少するのではないかなというふうに予想されますが、これが交付税にどのように影

響があるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政務推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の平成27年国勢調査の速報値はまだ正式には発表されておられませんけれども、あくまでも鞍手町の集計数値では、現在のところ1万6,026人となっております。この人口を平成27年度の普通交付税の算定の人口要件の部分だけを単純に置き換えて試算しますと、19億3,632万8千円という結果になりました。

これは本年度の普通交付税の額、これは調整率を掛ける前ですけれども20億3,309万7千円となっております、これと比較しますと9,676万9千円減額という結果となりました。この結果だけを見れば人口減少はかなり大きく影響するということに判断されますけれども、あくまでも基準財政需要額の算定の人口要件のみを単純に置き換えた結果でございますので、基準財政収入額とか、その他の変動要因等を加味して出した場合に、これと同じような結果になるかということにはならないのではないかと考えております。いずれにしても影響はあると思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

財政状況も地方交付税だけではないのですが、例えば臨時財政対策債も、これは基準財政需要額に100%ではなく国と折半ということにはなっていますけれども、今回景気も良くなって、法人税も入って来るということで、28年度については、臨時財政対策債は抑制しなさいというようなことにもなっていますし、税収が増えた分は償還に充てなさいということにもなっています。ですから地方交付税だけではなくて、歳入に占める大きな割合を占めるものについて、かなり国は平時モードに戻して、特に地方の財政を健全化するというような取り組みのようです。

ですから人口要件だけが地方交付税ではないのですが、全般に恐らく今までとは違った査定がされるのではないかなというふうに思っています。

次に進みます。

次は公共設備の老朽化についてですが、町が所有する公共施設は老朽化した施設が目立ちますが、例えば役場、これは建って60年経っていますし、衛生センターも50年近く経っています。水道施設も高度浄水施設以外の浄水場や配水池は、これも耐震化が出来なくてかなりの年数が経っていると思います。中央公民館もそうですし、町が所有する公共施設の老朽化は目立ちますけれども、この状況についてお尋ねをします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えします。

町では今年度末までに公共施設等総合管理計画を作成することとしております。そのため現在固定資産台帳も作成中であります。その固定資産台帳から建物のみを抽出した結果、作成中ですのであくまでも概算ではありますが、建物全体の内の21.3%の物件が耐用年数を過ぎております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

21.3%が耐用年数を過ぎていているということですが、耐震化をされてない施設というのはどれぐらいになるのですか。これ以上増えることになりませんか、それとも減ることになりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

耐震化が終わっているのは、学校はすべて終わっております。そして体育館も小学校の体育館は12月中には終わるかと思っております。

まず、耐震化が出来てない顕著なところと言いますとこの役場です。ここが出来ておりません。役場の旧館、新しく増築した分がこちらです。新しく建設課があるような所は耐震工事には対応しております。中央公民館はちょっと微妙です。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

中央公民館につきましても、新耐震基準で作られていますので中央公民館についてはクリアしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いずれにしても特に重要な施設ほど、この役場がその象徴ですが耐震化が出来ていないということです。

次に進みますが、水道施設については、ホームページで昭和31年度より耐震調査を行い、その後、耐震化実施設計耐震化工事の予定とありました。その他の公共施設についても順次耐震化をしていかないといけないと。先程公共施設等の総合管理計画を本年度末に作るということであれば、統廃合とかいろいろなこともその中には出てくると思います。

いずれにしても公共施設等の維持管理、更新に係る中長期的には経費がかかるのですが、中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込みというのはどうなっているのかお

尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政務推進課長 三戸 公則君

公共施設の老朽化対策に要する経費につきましては、公共施設等を総合管理計画に基づいて実施される施設の集約化、複合化或いは転用除却に対する財源措置としましては、国が公共施設最適化事業費を創設しております。その中で施設の集約化、複合化により全体の延べ床面積が減少するような事業につきましては、公共施設最適化事業債を充当することが出来ます。充当率は90%、交付税措置は50%で平成29年度までの3年間の財政措置がございました。

また、公共施設を他の目的のために転用する場合には、地域活性化事業債を充当することが出来ます。充当率は90%、交付税措置は30%で、これも平成29年度までの3年間の財政措置となっております。

また3つ目としましては、公共施設の除却を行う場合には、平成26年度より既にあるのですが、当分の間の特例措置として、一般単独事業債を充当することが出来るというふうになっています。充当率は75%ですけれども交付税措置はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今ご答弁頂きましたけれども、いずれにしても起債を起こして、それを充てるということですし、尚かつ過疎債のような優位な条件ではなくて、充当率が90だとか、3番目は75%で、尚かつ交付税措置が50%、30%ということであれば、かなりの一般財源を準備しておかないといけないということになります。

また、その補助裏として例えば過疎債を使うということになれば、またまた過疎債におんぶに抱っこというようなことになるんじゃないかなというふうに思います。

先程お尋ねしましたように、鞍手町も起債残高もかなりの残高がありますので、今後またこういうことになれば、先程の順次の償還計画よりももっと遅れていくことにもなるんじゃないかなというふうに危惧しています。

次に進みます。2番に行きます。くらて病院の現状と将来の展望についてです。

くらて病院は25年度に独立行政法人化して、病院全体で相当努力されているようで、25年度、26年度の合計で約5億円ほどの利益を出しています。そこで27年度末についての収支見込みをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政務推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年度のくらのて病院の決算見込みは約7千万円の黒字を見込んでおります。平成26年度の決算額約1億6,500万円の黒字だったため、比較すると9,500万円黒字が減少する見込みとなっております。全体としましては収益全体で前年度と比較すると1億8,300万円、収益の方は増加しております。

これに対しまして費用全体では前年度と比較しますと2億7,800万円増加するということになりまして、差し引きすると前年度と比べると9,500万円黒字が減少したというふうになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に進みます。公立病院に関する地方財政措置の見直しとして、今まで許可病床数に対して交付税措置があったのですが、28年度からではないかなと思いますが、稼働病床数に対して交付税措置をするというふうに言われております。

また、診療報酬の改定が今ありますが、中医協ではジェネリック薬品の単価の引き下げとか、ジェネリック薬品を数年後までには80%使いなさいとか、そういうようなことも今言われているようです。

医療分野については今後、今協議をされていますので追々分かってくるとは思いますが、いずれにしても今まで2回ほどの改定ではプラス要因だったのですが、今回については良くてイーブン、悪くすれば少しマイナス改定になる可能性もあると言われてはいますが、これについてくらのて病院の収支にはどのような影響があるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政務推進課長 三戸 公則君

平成28年度における公立病院に対する交付税措置の基準についてご説明させていただきます。

平成28年度におきます公立病院に対する地方交付税の算定基準の改定とは、公立病院の再編、ネットワーク化に係る施設、設備の整備につきまして、病院事業債の特別分を創設しまして、その元利償還金の40%について地方交付税措置を講じているものでございます。

このため、平成28年度以降は現在行われています病院事業債の元利償還金の30%の交付税措置を改めまして、通常の整備につきましては25%、再編ネットワーク化に伴います整備につきましては40%とするものでございます。

つまり平成27年度以降の病院事業債に係る元利償還につきましては、これまで行われていました22.5%の事業割参入率を25%に拡大されるという一方で、病床割単価、今1床当たり70万5,000円という形になっております。この一部に参入されています病床割参入率7.5%が今度逆に廃止されるという状況でございます。

従って病床割単価の一部が減額されることが想定されますが、その額につきましては現在まだ、未定というふうになっておりますので、影響額は今のところ算出が出来ません。

それと診療報酬の関係ですが、平成28年度の診療報酬の改定に対する影響につきましては、ご質問議員が申されましたように12月以降に内閣におきまして全体の改定率が決定されるという運びになっております。

翌年1月より社会保障審議会におきまして、策定されました基本方針に基づき調査、審査が出されまして、3月に診療報酬の改定の各点数が告示、通知されますので、具体的な影響額は3月の初旬に算出が出来るのではないかと考えております。

なお、平成28年度診療報酬改定の基本方針の内容は、平成26年度改定の基本認識にて記述されておきまして、その基本認識の中に記述された地域包括ケアシステム構築で重点課題とされております。そのため地域の医療機関としましては、これまで以上に医療機能の分化、強化で連携を推進し、患者の病態や身体の状態に即した診療の提供が求められることとなります。

くからて病院につきましては、急性期、回復期及び慢性期の入院機能を有しておきまして、また、昨年度より在宅医療を進めるための訪問看護を再開する等、国の考える方向性に沿った運営を行っているため、病院としては影響は少ないのではないかと判断をしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程お尋ねしました許可病床数から稼働病床数に対する改正というのはないのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今くからて病院につきましては222床にこの70万5,000円を掛けております。

この稼働率、今度は何%だけ病床数が現在稼働しているかということに対して、今度算定がなされるということですが、本町では試算というかどのような結果になるかは見込みが出来ておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

稼働病床数が何%くらいというのまだ把握が出来てないということですよ。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今のところまだ把握しておりません。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いずれにしても稼働が100%ではないというふうに思いますので、ここは1床当たり70万5,000円ですから、これはかなり影響が大きいのではないかなというふうに思います。

それでは次に進みます。

将来の展望というところで、冒頭に述べましたように町長は9月定例会の一般質問に対する答弁で、くらて病院の建て替えを32年度末までに行いたいと言われました。そこで病院の建て替えを検討する際には、人口の推計や外来患者の推計等、病院経営に関わる基本的な推計は当然ご承知のことと存じます。それで2040年までの人口推計と入院、外来の推計についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

国立社会保障人口問題研究所による本町の2040年の人口推計は1万293人となっております。また、2040年までの入院、外来の患者数の推計も行っております。平成26年度における延べ入院患者数6万956人と、外来患者数6万7,216人を基にしまして、入院につきましては地域包括ケア病棟の取得や、222床の病床の配置を新築の機に見直しをします。一般病棟につきましては現在122床を100床に減床しまして、それから地域包括に40床、回復期リハビリテーションに42床、医療療養用に40床へと変更しまして、これらの医療需要を想定した医療体制にすることや、脳外科や泌尿器科の新設によりまして、新たな患者の確保を見込んでおり、病床の利用率を90%として試算しております。また、外来につきましても脳外科や泌尿器科の常勤化や消化器内科や外科、整形外科の医師の増員等を図ることで、外来患者の増員も見込んでおります。

更に透析病床につきましても、現在30床からこれを50床に増床するというので、1日当たりの患者数が毎年2名ずつ増加するという試算をしております。その結果、2040年におけるそれぞれの推計は、入院患者数については7万80人、外来患者につきましても7万6,734人の推計をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

2040年までのベッド数と入院患者数とも変わらないというようなことなのですが、直轄医療圏についても同じような推計、人口と入院患者、外来患者の推計はお手元にあるでしょうか、お尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

直鞍の医療圏につきましては、12月1日に直方、鞍手地区地域医療構想調整会議に出されました資料に基づいて答弁させていただきます。

まず、県内の総人口は504万5,624人ということに2015年はなっております。

それに対します直鞍の総人口は、10万8,618人という状況です。これが2040年におきましては、推計で県が437万9,486人、直鞍総人口が8万931人という推計が出ております。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時44分

再開 13時45分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

すみません。総人口の推計は出てはいますが、医療需要の人数についてはデータがございませんので分かりません。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私の手元にあるのは、8月23日にいま言われました地域医療構想の模擬調整会議ということで産業医科大学の公衆衛生学の松田先生が作った資料があります。それによりますとそのまま資料になっていると思いますが、それによりますと外来患者の推計は、2040年まで出ているのですが、2025年をピークとしてだんだん下がるようになっています。

入院患者についても、2030年をピークに下がるようになっています。外来についても呼吸器系、消化器系、皮膚系、筋骨、新生物、全部推計が出ているわけですが、入院についても勿論です。

いずれにしても2025年というのは団塊の世代が75歳になって、一番高齢者が増える時期なのですが、それから先、先程言いました鞍手町のまち・ひと・しごとの人口分析でも高齢者も人そのものが減るようになります。そういった中で先程外来、入院患者の推計が現在よりも2040年が増加しているということになると、この直鞍医療圏の中でくらべて病院だけが突出して入院外来患者を集めるというような推計になるのではないかなというふうに思います。その辺のことはいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程、町立病院の将来の医療需要につきまして、2040年については7万80人というふうに答弁させて頂きました。ただ、病院の医療需要につきましても、当然これは人口が減ったところでしています。経過で申しますと2025年度には需要としては7万4,460人ということを見込んでおります。今、岡崎議員が申されましたように医療需要はこれから減少するという形になっていきますので、このシミュレーションにつきましても一応そこは増減を見込んで作成しております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

何故こういう質問をしたかと言いますと、建て替えをするとすれば県を通じて総務省の方に建て替えの手続きの調書を出すようになっております。その調書については開院前の3年分と開院後30年分を出さないといけないようになっていきます。

それも医療収支と人口とそういう入院患者数だとか、外来患者数とかを30年分出さないといけないということになっているので、私の手元には2040年までの資料しかありませんでしたので、2040年までの人口推計と入院、外来患者の推計をお尋ねしたところでは、

次に進みます。

総務省より県を通じて新公立病院改革プランの作成を要請されていると思います。本年度中には出来るのだろうと思いますが、この新改革プランは県が作成する、今言われました地域医療構想と整合性が取れていることが求められています。また、今議会に提案されているくらいで病院整備基本構想検討委員会も議案が可決されて、これが立ち上がれば当然結論は出てくると思いますが、その結論も県が作成する地域医療構想との整合性が必要になってくると思いますが、このことについてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

まず、新公立病院改革プランにつきましては、福岡県が策定する地域医療構想に基づいて作成することとなっております。地域医療構想につきましては、県は平成28年12月までに作成する予定としておりますので、新公立病院改革プランにつきましては、平成29年1月以降に作成することとなります。

また、地域医療構想につきましては、高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の病床の機能ごとに、2013年の医療需要を基に2025年の医療需要と必要病床数を推計し、あるべき医療体制、医療提供体制の姿を明らかにすると共に、地域の実状に応じ、それに見合った医療資源の効果的かつ効率的な配置を促進し、より良い医療サービスを受けられる体制づくりをすることを目的としております。

今回、議案として上げておりますくらで病院の整備基本構想検討委員会につきましても、そこでこの基本構想を出しますけれども、当然この地域医療構想との整合性を図りながら策定することとなります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そうしますと一番に出来るのが、今回議案に上がっているくらで病院の整備基本構想が一番に出来るのかなというふうに思います。

それから逆に言うと県の地域医療構想、最後にくらで病院の新公立病院改革プランのという順番に今の説明ではなるのかなというふうに思いますが、今までの説明の中で病床数については222病床の機能分化として4つに分けて222の総数は変わらないというご説明もありましたが、県の地域医療構想の中では、直鞍医療圏の割り当てとして配分された中で、鞍手町がその222を確保出来ないということも当然出てくる可能性もあるわけですが、その場合に整合性をとるとすれば、当然222のベッド数を減らさないといけないということになるわけですが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

まず、この鞍手町の整備基本構想につきましては、先程答弁させて頂きましたように、県の地域医療構想とは整合性を図っていかなければならないこととなっておりますので、当然そこで削減というようなことになれば、この222床もこの数字が変わってくると思います。

ただ、県の方で今直鞍地区の地域医療構想の調整会議等があっておりますが、この病床数については今検討されている段階ということでございます。先程資料の中でもあったのですが、平成25年度の需要、必要病床数につきましては、医療機関の所在地ベースでは確かに994という数字になっております。先に直鞍地区の現在の病床数は1,249ございます。医療機関所在地ベース、要は医療機関がある場所ですと944でいいのではないかというような数字になっております。

ただ、これは患者の住所地ベースで見ると1,434という数字になっております。

これは何を意味しているかという、結局この直鞍地区には医療需要はあるのだけれども、直鞍地区内の医療機関に掛かられていない。要は直鞍の医療圏の方から大都市である北九州市の医療圏だったり、飯塚の医療圏に患者さんが流れていっているという状況でございますので、これが必ずしも県の調整会議の中で、そこで決まりますので、どのような会議になるか分かりませんが、そういう状況もある。そうすると直鞍地区にも充実した医療設備が必要ではないかということも考えられるのではないかなと思います。

いずれにしてもこの県の地域医療構想に注目していきながら、基本構想も策定していくこ

とになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まさしく今ご説明があったとおり、直鞍医療圏から他の医療圏に出ていく人が結構多いわけです。入って来るよりも出ていく人が多いから今言われたような説明になっているわけで、実際にこの流れはなかなか大きく変わらないだろうというふうに私自身は思っております。

いずれにしても県の地域医療構想が出来てからでないと、鞍手町がいくらくらて病院の整備基本構想をまとめたとしても、なかなか動けないということになるのではないかなというふうに思っております。

ですから町長が32年度末までには何とか病院を過疎債のある内にとというようなお話もありましたが、今のタイムスケジュールからいってもなかなか難しいところがあるのではないかなという気がしています。特に町立病院を建てるとすれば、オリンピックがあったり、東日本大震災とかで建築単価も上がっています。今まで先程構成措置の中でありましたが、1平方メートル当たりの単価を30万円から36万円まで見ますよということになっています。ですから逆に言うと36万円で普通なかなか出来そうもありませんので、40万円ぐらいはどうも掛かっているようなので、今の病院の規模をそのまま維持するとすれば、病院自体が1万1千くらいあるのです。鞍寿の里の一部も病院として機能しておりますので、1千平米くらいありますから、単純に掛けても40数億の事業になります。

そういった事業について、やはり慎重に私は取り組んでいくことが必要ではないかなと。過疎債が今あるからというようなことだけでは鞍手町の将来は、1問目で言いましたように公共施設等も老朽化していますので、やはりこちらの方の維持管理、更新も必要になってきます。限られた財源の中で鞍手町も取り組んでいけないといけないわけですので、そういうことも含めて、私はくらくらて病院だけを特化して考えるのではなくて、鞍手町が所有する公共施設全体の中の1つとして、私は取り組んでいくべきではないかなと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。

今申されました病院の件なのですが、病院におきましては、1つは耐震化になっていないということで、これは何かありましたらいけませんので、早急に手を付けないといけないという近々の課題がございます。

それともう1つは、福岡県、筑豊という区域の中で考えました場合に、高度急性期ですか、この辺では飯塚病院とか厚生年金ですか、それと新水巻さんがございます。

そこで急性期が安定して落ち着いて患者さんの回復、もしくは慢性期にそういった患者さんの受入れが、なかなか病床数が足りないと同っております。そういうことも踏まえて病院の計画は行っていきたくと考えております。

もう1つは、今議員がおっしゃったように公共施設をすべてプールして、全体を見回してということは、当然のことながら第5次の計画の中にも盛り込みながら計画を立てていきたくとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今までの質問の中でも病床が足りないところと、要するに余っているところがあるわけで、今回の新公立病院改革プランの中で機能分化をして4つに分けるわけですが、急性期と回復期と、一般と4つに分けるわけですが、そういう見直しをすれば足りないからということはクリア出来るだろうというふうに思います。

それと1にも、2にもやはりこれから先、限られた財源の中で、先程も言いましたように鞍手町公共施設全体の見直しの計画を本年度中に作るということですが、していかないとはいけませんので、病院が耐震化出来てないからというのは勿論、冒頭で言いましたがよく分かりますが、他の施設も耐震化が出来ておりません。特に水道はライフラインの一番の基になるわけで、ここがやられたら後、自衛隊の給水車を待つくらいしかないので。そういったのも考えた上で取り組んでいくべきだろうというふうに思います。

特にこの28年から30年に掛けては経済、財政の一体改革推進の集中改革期間ということで、特に国は力を入れて取り組んでいくというふうにも言っていますので、今までとは違った大きく変わる節目というか、ターニングポイントになるのではないかなというふうにも思っておりますので、先程言いましたようにくらべて病院を建て替えるには相当大きな額がいります。勿論一般財源も必要になるでしょうし、それは病院の収支の中で補っていけばそれが一番良いわけですが、万が一にもなかなか立ち行かなくなるということになれば、最終的には町の方で措置するということにもなりかねません。そういう意味でも私は人口推計とか入院、外来の患者数の見込みについてもお尋ねをしたところです。

冒頭に言いましたように議案で提案されていますくらべて病院の基本構想の中で、今日私が質問したことを含めながら検討して頂いて、慎重な行政運営をお願いして私の質問を終わりたいと思っておりますが、町長一言あればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今議員がおっしゃったことをしっかりと踏まえながら5次計画に取り組みたいと。それと病院の計画に取り組んでいきたくと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に6番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

本日は2項目について一般質問を行います。

まず、ハザードマップの再点検についてです。ご自宅から最寄りの避難場所がどこなのか。経路の確保は出来るのか等、日頃から意識して頂くことがハザードマップ作成の重要な目的であるというふうに理解をしております。

その理解の上で現在鞍手町が作成しているハザードマップは、水害と土砂災害に関するものであるというふうに認識しておりますが、残念ながら非常に見づらい。そういう状況であるというふうに思われます。このことは担当の職員の方も同じように感じられているのではないかなというふうに思っております。

町民の方に配布しているもの等で、もっと分かりやすいものにする必要があるというふうにも思います。

後は情報の中に避難場所を大きく示す等の工夫も必要であるというふうに考えます。

現在ハザードマップの見直しがなされているとのことですが、この鞍手町が今作成をしているハザードマップと、福岡県が出しております福岡県土砂災害警戒区域等マップというのがございますが、これとの情報がリンクしているのかどうか。これを確認したいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

詳細につきましては総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

土砂災害警戒区域の指定につきましては、県が指定しております。

福岡県土砂災害警戒区域等マップと本町のハザードマップとは議員がおっしゃられるようにハザードマップとは一致しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

課長が答えられましたのでリンクをしているということでございますが、町長ご自身はこ

のマップを見たことがあるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

総務課の窓口の前に貼っていると思いますので、見ております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

ハザードマップではなくて福岡県の土砂災害警戒区域等マップについて、福岡県が出しているものも見ていますと理解してよろしいですか。

うなずいて頂きましたので多分そうだと思います。

福岡県では現在都市計画の状況の項目の中で防災に対する意識が高まっており、災害に対して生命や暮らしが守られた都市づくりが求められていると。

更に我が国はその位置、地形、地質、気象等の自然条件に起因し、地震、津波、豪雨等による災害が発生しやすい国土となっており、加えて四季の様々な気象現象として現れる梅雨前線による降雨、台風等により時に甚大な被害をもたらすことがある。

福岡県においても九州北部豪雨の災害や福岡西方沖地震等の大きな災害により甚大な被害を受けていると。土砂災害、津波、災害等に対する防災、減災の都市づくりが求められている。このように提議されています。

そこで防災に対する意識の高まりと、防災、減災、ここに焦点を当てた時、避難訓練が必要不可欠であると考えますが、いくつかの区では行っているという情報はきておりますが、町全体や各小学校校区等の広範囲に亘る訓練を行う必要があるというふうに思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

本町におきましても昭和28年、今から62年前に遠賀川が決壊をいたしました。その時私はまだ生まれてなかったのですが、本当に大変だったと伺っています。当然のことながら避難場所、住民の皆さんの避難経路、そういうものにおきましてもしっかりと周知徹底を行うということにおいては、大変重要だと考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

その避難場所の周知徹底ではなくて、避難訓練自身を必要かどうか、どのように考えてい

るのかをお答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然のことながら避難訓練は必要だと、1昨年前に遠賀川が決壊したことを想定いたしまして今村、小牧の皆さん方、それと警察、消防が一丸となって避難訓練を行いました。

その後、いろんなアンケートをとらせてもらいましたが、本当に為になったと。何かあった時にはこうすれば良いのだなというお声を頂戴いたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

その時のアンケートを整理して、また更に大きな範囲での避難訓練というのを是非提案しておきたいと思います。

本町における大規模災害というのは、先程も申しました土砂災害と水害ということが想定されておりますが、大規模災害がどのような想定で発生するという、その要件というのは何かお考えがありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本町において大規模災害として想定されるものとしたしましては、遠賀川の堤防決壊による水害、それから今まで発生しておりませんが、土砂災害警戒区域等での土砂崩れによります土砂災害です。

それから大規模な地震です。それと考えられるのは台風等が考えられるかと思っています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

先に申し上げました福岡県土砂災害警戒区域等マップというもの、これを詳細に見た時にまず、居住地区が危険範囲に入っている。それから新幹線の沿線、高速道路の一部、こういうものが土砂災害特別警戒区域となっているというのが、ネット上での確認ですので、恐らく間違いなく地図ではなくてズームで見た時にそういうところに掛かっていますので、間違いのないようでございます。

私が想定している大規模災害の発生というのは、まず、道路が灌水して土砂災が同時に起こった。この時に被害者の救出ということは非常に困難になるというふうに推測しております。その場所まで道路が灌水して行けない。このような最悪な条件で被害が発生した時の救助活動、これをどのように行うのかということに関しましては、今町長がおっしゃったよう

に消防、警察、自衛隊、更には高速道路や新幹線、こういうところへの情報の提供というようなことも含めた、大規模な避難訓練というのは、私はやるべきではないかなと思います。

当然これらの関係機関に一斉に協力してくれということについては、かなり難しいハードルがあるかも知れないけれども、これは是非やる必要があると思います。

町長、今私の話を聞いてどのように考えますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私も関係機関と連携した避難訓練は大切なものだと考えております。それでいいですか。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

同様に必要を認めて頂きましたので是非前向きに検討して頂きたいと思います。

先程、町長の話の中にチラッと出ましたけれども、茨城県で今回鬼怒川の氾濫が起こった。これは非常に記憶に新しいところです。この時の堤防の決壊のメカニズムというのが今回かなり詳しく報道されていました。

この報道を受け、遠賀川の堤防を確認いたしましたけれども、アスファルト面に同様の亀裂というのがいくつも確認が出来ました。そのことを町は把握しているのかどうか、非常に気になっているところです。遠賀川の堤防は1級河川でございますので、管理は国が行っているというふうに理解をしております。

しかしながらその亀裂が発生している場所というのは、町長が言われた昭和28年の集中豪雨によって遠賀川の堤防が決壊した、その場所に非常に近い場所であります。

私はプロではありませんので、その亀裂というのが私の思い過ごしかも知れないけれども、遠賀川堤防の点検、これは強く必要性を感じています。

関係機関への打ち合わせ、要望というか、そういうものについて町はどのように考えているのか。点検が必要ではないかなと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

遠賀川の点検につきましては国土交通省の遠賀川河川事務所が、今までも重要な水防箇所
の市町村との共同点検を毎年行っております。

今年も毎年6月の梅雨時期から7月の中旬くらいまでが一番大雨の時期ですが、その梅雨時期になる前の5月には遠賀川の河川敷に隣接している市町村の首長が直方の河川事務所のホールで首長が集まりまして、そこで防災会議を毎年行っております。

そして毎年国交省の遠賀川事務所の方は当然のことながら鬼怒川のああいった決壊があつてはいけないということで、現在も飯塚方面から下流の中間の堰、鞍手の大橋から1キロぐらい下ったところですか、あそこの堰も国の方が整備を行っております。

ただ、先程議員がおっしゃったように亀裂が入っていたということにおきましては、これは国が当然のことながら管理するとは言えども、我々地元民が何か気が付けば当然のことながら国の方に県、国を通じまして申していくということは、行っていかなければならないとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

重要な遠賀川の堤防でございますので、その状況等については、もう一度しっかり確認をとって頂きたいと思ひますし、その状況を把握して関係機関との打ち合わせというか、話の席に付いて頂きたいと思ひます。

ただ、私も先程も言いましたが、私もプロではございませんので、私の思い過ごしということもあり得るということは、町長ご理解して頂きたいと思ひます。

今回作成されるハザードマップについて、もう一度確認を取らせて頂きますが、まず、見やすく、細かく、本町独自の視点で避難場所の明示、それからドクターヘリが離発着可能な場所、救助関係者の基地本部等がどこに設置が可能なのか。どこに行けば水や食料を手に入れることが出来るのか。こういう情報を盛り込んだ親切丁寧なハザードマップを作って頂きたいと、このように私は期待をしております。

更に今度作り直したハザードマップが他の自治体が参考にしたくなるような、そういうハザードマップの作成を是非是非お願いしたいと。このことを強く申し添えておきますが、町長何かありましたら一言お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

うちの担当の方と協議をしながら、また議員のお知恵も頂戴しながら作って行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

是非前向きに取り扱って頂きたいと思ひます。

次の質問に移ります。

次の質問は、鞍手の再認識について質問をさせていただきます。

郷土を愛する心とは、都市化現象や核家族化により人間同士の連帯感や思いやりが失われ

てきている。豊かで美しい自然が失われ、郷土の伝統や文化が忘れ去られようとしている。郷土の歴史や文化、伝統等に接する機会を拡大したり、人間関係を深める等をしてしながら自分の姓の由来や生育の過程を振り返り、それが自己を支える心の寄りどころ、生きている基礎となっていることを感じて郷土を懐かしみ、親しむと共に郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を育てることが、人間形成の上から重要である。

これは昭和62年、当時の文部省が提起したものから引用させて頂きました。全くこのとおりだと思います。

私も十数年間東京の方で生活していて、こちらに帰ってきた時に、その故郷、鞍手に帰って来た時に一番感じたのは、まず言葉です。言葉1つで懐かしさ、そして田舎に帰ってきたという思いで非常に心が安らぎ、親しみを感じ、懐かしさを感じたことを思い出しております。

郷土を意識するためには、まず郷土と自分との関わりを理解し、感じ得るそのようなことから郷土を守っていききたいという心が生まれてくるとそのように考えます。郷土を愛する心、いわゆる郷土愛、これについての重要性についてお伺いいたします。町長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

当然のことながら郷土愛は必要なこと、あるべきだとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

続いて同じ質問です。教育長。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりでございます。平成18年にご案内のように教育基本法が抜本的に改正されました。背景はゆとり教育の見直しでございます。

グローバル化社会、国際化社会にきちんと耐えて生き抜く人材育成というのがキーワードでございます。この視点から教育基本法を大幅に改定したわけでございます。

今おっしゃった内容がそっくりそのままこの中に網羅されています。

教育基本法の目標の第2条 第5項に伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すると共に他国を尊重し、国際社会と国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。これがきちんとこの中に入れられています。これを受けまして学習指導要領、やはり教育内

容です。これを全面的に変えて頂きました。

その中に道徳、学校行事等につきまして、今おっしゃったようなキーワードが盛り込んであります。

そういうことで、これらのことを踏まえまして本町といたしましては学校教育におきましては、先程言いました伝統と文化を尊重し、郷土愛を育むために地域の人、物、事との関わりを重要視しまして、そしてそれを展開しているところでございます。

例えば、人との関わりの中では米づくり、餅つき、大豆の栽培、味噌醤油の作り方、醤油はなかったですか豆腐づくり、味噌づくりですね。こういうところの農業体験を行い、地域と人との結びつきを強めまして、豊かな人間関係を築くという趣旨で現在展開しているところでございます。

その他、物との関わりでは福祉センター、役場、博物館、隣保館、いろんな施設設備の体験学習。それから事との関わりの中では地域の行事の参加、盆綱引きを含めて遷宮祭や盆踊り、体育祭、そういうものに積極的に奨励しているところでございます。

そういうことを通しまして、豊かな心を育むという人間教育を今行っているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

教育長の方から今学校教育に関して縷々お話がありましたけれども、特に小学校では古墳を巡ったり、体験学習を行っているというふうに聞いています。その通りですよ。

非常に良いことだと思います。我々の時代にはそんな授業は全くなかったですからね。

この年になってやっと、こういう立場になってやっと古門の横穴式の古墳群があそこにあるということを知ったというような、私はそういう状況です。

繰り返しますが、郷土の歴史や伝統、文化等のふれあい、また活動を通して郷土を理解し、自分との関わりを理解することが本当に大切だと。郷土を守っていきたいという気持ち、心が生まれてくるというふうに思います。

教育長も町長も同じ認識だというふうに理解してよろしそうですね。お互いに頷いていらっしゃるのです。お互い私も踏まえてそのようなお互いの認識だということで、平成20年12月26日、福岡県が告示した鞍手都市計画の中に、豊かな自然と歴史あふれる賑やかな田舎について、考えてみたいとこのように思います。

豊かな自然に関しては、誰もが簡単にイメージを掴むことは出来ますけれども、歴史あふれる、この言葉に関しましては実感出来る方はさほど多くないというふうに思います。

当初私もそうでしたが、最近になって多くの方から鞍手の歴史を表に出さないのか。そういう声が多く寄せられるようになりました。伝統や鞍手神話を今読みあさっているところです。きっかけとなったのは鞍手在住の30代の方のご意見、そしてその方が本当に鞍手の町を詳細に調べておられる町外の方、この方をご紹介頂きましてお話を聞かして頂きました。

本当に歴史的重要な場所であると、この鞍手町を認識することが出来ました。今回当時福岡県が示した歴史あふれる、このことを恥ずかしい話ですがやっと理解をしたと実感しているところでございます。ブログ等においても鞍手の歴史的価値という項目が非常に多く紹介されているということも、今回確認をいたしました。

神社や古墳の重要性、古墳と言いましても無理に発掘するのではなくて、今のその古墳の状態、手つかずの状態の古墳、これが鞍手をアピールする1つの要素になると、そのように確信をいたしました。埋もれた歴史は埋もれた観光資源となると、このように思っております。

この提案、町長ここまで話を聞いてどのように思われますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今議員がおっしゃったとおり、私もそのように感じております。今、本町で策定しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針の中では、地域への新しい人の流れを作ることが大きな柱の1つとなっております。

私は町内には有形、無形の文化財や景観、それにまた人の営み等、町民の文化活動等誇れるもの、それと認知されているものは元より、まだまだ気づいてない、埋もれているものも沢山あると感じております。

それらを皆さん方と一緒に知恵を出しながら発掘していかなければならないと、そうなる今議員がおっしゃったような町づくりが出来るのではないかなと、そのように感じております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

先程も申しましたけれども、何も無理に発掘をなさいと言っているわけではなくて、古墳といっても今のままの状態、手つかずの状態の古墳、そういった歴史に興味をもっておられる方というのは、そういうものに触れることによって、歴史的なロマンを感じるというふうに話を聞いております。

しかしそうは言っても現在、現時点のまま云々と言いましても、案内板が必要だったり、神社におきましては由来書と思いますが、これらを完備する必要も出てくるだろうし、そういうことになれば多くの方の地元の方のご協力等々も必要になってくると思います。

しかし地元の方の協力を得ることが、地元でそういうものがあるということのを再認識するというふうにも繋がるというふうにも思われますので、町だけがやるのではなくて、地域の方を含めた形で町が音頭をとるといふか、先導、リードしながら地元の方にそういうことをして頂くというのが非常に重要なことではないかなと思います。何度も言いますがそういう古墳を前にして、鞍手の先人に対しての思いというものをしっかりと出せることが出来るので

はないかなと思います。

古墳を守ることは、乱開発の抑制にも繋がる。地域で本当に重要なものなのだと、長い眠りについていらっしゃる我々の祖先に対しての敬意をしっかりとらいながら、乱開発を防ぐということにも繋がっていくのではないかなと思いますし、各神社に祀られている神々、または本町を長い間見守っておられる仏様への崇敬の念に繋がっていくのではないかなとこのように思います。

そしてそのことが結果として郷土愛を育て地域愛、更には国への愛着に繋がっていくと私はそう信じています。

従って鞍手を再認識する機会として、今回のこの私の提案に積極的に取り組んで頂きたいと思いますが、町長もう一度お答え頂けますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

取り組んで行きたいと思っております。

それと今既に進めている事業もございますので、その辺のところを担当課長に補足説明をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

今、町長が言われるように補足をさせて頂きたいと思っております。

田中議員が言われますように、町をアピールする、PRするということは非常に大事なことで、それについては我々も苦心して何とかやっていけないといけないというふうに思っております。

特に地方創生総合戦略に係る先行事業の中で、観光町おこしというものに取り組んでおります。観光地のない鞍手町にどうやって観光事業を起こすかと。これは禅問答のような言葉ですが、それを苦慮しながらいかに1人1人が自分の町に誇りを持ち、自分の町を愛することに気づいていくか。今町民の皆さんと広く意見を交わしているところです。

その中で特に観光町づくりをキーワードに、やらされるのではなくて、自らからそれを率先してやっていくというような人材の発掘と育成をやっていきたいと思いますというところまで今来ています。

また具体的には、町をアピールする方法としまして、今、月に一度鞍手町の魅力をPRするインターネット放送に取り組んでおります。

昨日までやっておりました「昭和の町鞍手」をやっていましたが、これについてもインターネット放送で、歴史民族博物館から中継をいたしました。

また、フェイスブック等の携帯端末を活用した情報発信、それから今年観光物産パンフレットというものを作成するように企画を進めているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そういった事業に取り組んでいるのでしたら、全協等を開くなりしてまず教えて下さい。

そうすると、もっと違ったいろいろな知恵が出るのではないかなと、そのようにも思います。是非そういうことを積極的に取り組んでいращやるのであれば、まず我々にもしっかりアピールしていただきたいとそのように思います。是非よろしく願いいたします。

鞍手の歴史的価値ということ、いまそういう事業にも取り組んでいるということなんで、深く認識されているとは思いますが、鞍手の場合は現地に行くことが出来る、いまそのままの状態である、これが非常に大事なことであるというふうに、いろいろな人からそういう意見を聞いています。

古代の状況を再認識出来るのが鞍手町の状況でまだ残っているというふうにも聞いております。それこそが人を寄せる、観光資源として眠っている鞍手の魅力の一つであるというふうに、これは強くアピールすべきだと思います。

近隣の小竹、田川地区にしろ、地元のそういった歴史、伝承、そういったものに取り組んで町おこしにつなげて行こうという動きが実際に、既に行われています。大きなプロジェクトみたいな形で、鞍手はそういう意味においては一步も、二歩も遅れた状態になっています。

これを早く追いつかせる方法を考えていただきたい、よく町長が言うのはバーチャル的な世界でない情報を発信すればそれでいいと考えているみたいですが、実質的な情報の発信というのもしっかり行っていただきたいと思います。

インターネットで云々と言っているような状況は必要かも知れないけれども、それだけでは僕は物足りないと思います。そういった具体的な動きというのを強くアピールして、まず町民の方々がそれを目にすることが出来る、手にすることが出来る、ネット上のバーチャルの世界でなく、実質的にそういうものが手に出来るような、そういったものを作り上げて行くということが非常に大事になってくるのではないかなと思います。子どもが読むような絵本一つにしても、そういったものをつくっているような自治体もあるわけですから。本当にインターネットの中の世界だけで満足するようでは駄目だというふうに思います。

町長、今のことに対して一言。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

インターネット、SNSだけを通じてやっているわけではございません。実はアナログ的には、直鞍そして隣の市の宗像の谷井市長さんのところですね。そちらなどと、遠賀町もそうですが、近隣の市、町はしっかり連携を取りながら、議員がおっしゃいますような観光資源、各市町の特色、こういったのをお互いに出し合いながら、そして例えば直方に観光に来

られた方が、次は鞍手の長谷観音を見に行こうかというような、そういった近隣の市、町で連携が取れるような体制作りを行っている最中でございます。

それと、南中学校の跡地を利用させていただいて、くらて学園の方も、これはバーチャルと言いつつも実際には、あそこでコスプレイヤーの方々が実際にいろいろなことをやられているという、それにおきましても当然のことながら、岐阜とか長崎、広島、いろいろな所からお見えいただいております。その方達がまたうちの長谷観音やら、不動院さんやら、いろいろなところをご覧いただければ、またそれが一つの観光産業になって行くのではないかとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

くどいようですけど、そういった鞍手に埋もれた歴史的資産、価値、こういうものもしっかり認識していただいて、強くアピールをして町おこしに繋げて行くということを積極的に今後取り組んでいくのだというふうに町長は考えていると理解をいたしますので、今後とも実現に向けた実質的な行動、こういったものを早く起こしていただきたいということを申し添えて一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

○5番 竹内 利一君

通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に2040年問題について、前回6月議会で質問いたしました、今、現在鞍手町が描いているコンパクトシティ、鞍手インターの活用、くらて学園等の施策による今後10年先、また25年先、2040年ですね。鞍手町の人口目標数はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

データのなものでございますので、担当課長の政策推進課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所によります、本町の推計人口につきましては、先程、岡崎議員の質問にもご答弁させていただきましたが、2025年には1万3,787人、2040年には1万293人と推計されております。

現在、鞍手町では、鞍手町の人口ビジョンを作成しております。そして、鞍手町まち・ひ

と・しごと創生総合戦略を作成しまして、現在37の様々な事業を実施することとしております。

これによりまして、本町の人口の目標値を2025年には1万4,470人、2040年には1万2,094人まで確保したいということを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

目標値が少ないですね。今まで過去のいろいろな計画、第3次総合計画とかを歴代で作って来られましたが、予想しているよりも常に人口はそれ以下なんですね。

ちょっと聞き損なったのですが、2040年で1万2千ですか。1万2千数百人ということで、2千人程度オーバーするように目標を持たれているということでのいいのですか。

せめて1万9千とか2万とかという数字が出て来るのではないかなと思っていました。

なぜ私がこんなことを言うかと言いますと、現在30いくつ計画が進められています。もっと広大な計画も必要ではないかなと思ってこの質問をさせていただいております。

町長は、前回の6月の私の質問に答えられましたが、地方の各自治体に対して国が、創生会議の皆さん方がエールを送っていただけるのではないかと、昨年11月19日の全国町村大会がございました。その中で安倍首相もそういうことを、創生のこともおっしゃってございました。その中で取り分け地方創生担当相の石破大臣が、地方がしっかりこれから頑張ってください。頑張る自治体に対してはしっかりとした予算付けをしますと、このようなことを言われています。

今、いろいろな計画を鞍手町でもされていますが、石破さんがこれだけ言われているのですね。ちゃんとした計画をすればお金を出しますよと、そういうことを言われているのですから、私はもっと大きな計画を持って欲しいと思ひまして、今日の質問にさせていただきます。

そこで考えていたのは、鞍手町に新幹線の駅をとということもちょっと考えてはいかがかということで私は質問をさせていただいております。

人口はあくまで、私は1万2千人じゃなくて3万人ぐらいの規模を持って欲しいということで、人口が1万2千人ぐらいでいいのかどうか、町長お聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、先程うちの課長が申ししたのは、これは人口問題研究所が出した推計を基準に策定をしたんだと認識をいたしております。

ただ私も、ただ人口を増やすというのは、実は簡単なことなんです。簡単なことというのは言い方が悪いのですが、例えば、4町あって1市だとしましたら、例えば、4町1市が合併をしましたら人口が増えますよね。

ところが、平成の大合併がありまして、あれから十数年経って、今になって検証しました

ら、人口を増やすのは簡単です、市、町が引っ付けば人口が増える。ただ、それが先程言いました4町1市が一緒になった時に、その一つの市の中心街だけがどんどん人口が膨らんで行って、そして周りの4町がどんどん過疎化して行って、限界集落になって行って、機能しなくなって来たというようなことがあるのです。

私は、人口がただ増えればいいのかというのは最近考え方が変わりました、やっぱり住民、町民の皆さん方が、本当に鞍手町に住んで便利だった、そして本当に居心地が良い、そしてまた何をするにしても、先程田中議員がおっしゃいましたように郷土愛があって、いろいろ温かみがあっていいのだという、私は人間生きて行く上でそういったところに重点をおきながら計画を立てて行くべきではないかなと思っております。

ですから、ただ単に人口目標というのは、これはことの成り行きによって人口が、当然のことながらお年寄りが亡くなれば減って行きますし、若しくは私が言っていますコンパクトシティーをあそこにもって来て、近隣の市、町の鞍手がその核になるんだということが将来的に実行出来れば、そのドーナツ化現象でその周りに住宅等が出来て、鞍手町の人口が増えると私はそのように考えておりますが、こういう感じでいいですか。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

人口が増えるだけでは駄目だと、やはり温かみも必要だと、それは当然先程の議員がおっしゃったような郷土愛も当然必要です。

一つは、子ども達の未来のためにも、鞍手が今後どうなっていくのかということのも当然必要なことではないかと。これは実際に働くところがないのですね。だから人口をいかに増やすかも当然必要ですから、外に出て行かないということのも当然必要なことですから、やはり働く場所も必要になって来ると、それは考えられていると思います。

今後働く場所も必要ですが、どうやって働く場所を作ればいいのか、そういうことを今後考えて行っていただきたいと、そこで先程言った新幹線駅を鞍手町にということですが、今町長が言われた、他所の町から吸収しても全然、周りが減れば意味がないということをおっしゃいましたが、人口が増えて行くためには何か核となるものが当然必要になって来ると思います。

そういうものが出来たとして、人は寄ってくると、そういうことを考えて行って欲しいなと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

議員がおっしゃるとおりだと私も思います。当然のことながら働く場所も必要ですし、新幹線駅、私も本当同感でございます。駅が出来れば本当にいいかと思っております。

それには、やはりJR西日本さんとの兼ね合いもありますし、ただ私は新幹線駅にネックになるのが、我が町鞍手町の発展いかんによっては可能であるのではないかなとそのように考えております。

先程申しましたように、核を作り、そしてインターチェンジの横を、これは民間ベースの話ですけれども、あそこら辺の開発の看板も出ておりますし、そういったいろいろな鞍手の発展いかんによっては、鞍手駅がありますし、それから鞍手インターがありますし、そして直方市ではありますが鞍手に一番近い高速バスがあります。

あそこが新幹線と在来線がクロスしておりますし、非常に便利が良いところでもありますし、筑豊というイメージを払拭する意味においても新幹線駅というのは竹内議員と同じ考えでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

この件に関しましては今後またお聞きしたいと思います。

次に、施策の一つでありますコンパクトシティのメリットとデメリットをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

この件につきましてはまとめておりますので、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

コンパクトシティの一般的なメリットとデメリットについてお答えいたします。

コンパクトシティとは、少子高齢化や地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、郊外に広がった都市機能を町の中心部に集約するもので、現在国主導で全国的に広げられています。このコンパクトシティ構想を推進するメリットとしましては、1つ目に住宅や施設を一定の地域に集めることによって効率的な行政サービスが提供出来るようになります。

2つ目としましては、まちなかの利用されずに放置されています土地の有効活用につながるとともに、乱開発の抑制により郊外の緑地や農地の保全につながります。

3つ目としましては、まちなかに様々な機能を集中させることによって、都市の空洞化を抑制できるとともに、経済交流活動が活発になり中心市街地の活性化が期待できると、このようなメリットが一般的に言われております。

また、一方、デメリットとしましては、中心部の開発に偏ってしまい、郊外の活性化策が十分でなくなると、農業地域の過疎化、それに伴う土地の荒廃などが予想されます。

それから心的な面としましては、郊外の住民が感じる心的疎外感によりまして、まちなか

の住民との軋轢が生まれると、このようなことが一般的に言われております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いま言われましたが、メリットの方は皆さんも分かると思うのですが、デメリットの方です、デメリットは現在、小さく見れば鞍手町の中の中山が中心と、福岡県で見れば福岡市が中心と、そういった感覚で見れば大体大まかに分かると思います。中心はいいのですよ、今言われたとおりですが、やはり周りが不便になると、その不便さを解消していくための対応策というのをばちっとやっていただきたいというのが一つの要望であります、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その辺のところも十分に考えております。これは何度か申したかと思いますが、北九鞍手夢大橋が開通いたしまして新北に向かって真っ直ぐ、昔で言う産業道路ですね。これが東西線、そして南北線におきましては本村からインターチェンジの前を通過しまして、西日本シティ銀行の前にぶち当たるところのあの道を真っ直ぐ北の方に延ばして、これが大きな南北線になりまして、これが大きなクロスラインになって、南北東西線になるわけです。

これをまずきちっと整備をいたしまして、いま議員がおっしゃいましたように、外れの古門とか室木とか、そういったところの活性化に繋げていきたいと、それには当然のことながらコミュニティバスの運行の見直しなり、もやいたクシーですか、そういったいろいろな交通手段を踏まえながら考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今の答えで路線バス、コミュニティバス、もやいたクシーと言われていますが、これが今でさえ数千万の赤字というか、町の税金の持ちだしということで実際に運用されています。

これがいかに利益は出さずとも、プラス、マイナス0で行けるようにするかというのが一番重要な課題だと思います。

中心に向かって皆さんバスに乗ったり、もやいたクシーに乗ったり、中学生はもやいたクシーとかバスで今行っていますが、実際に、例えば広告を載せるなり、例えばスーパーの前に止めるのに、スーパーから広告料を貰うとか、そういういろいろな手立てを持って今後数千万の町の持ちだしをやっていく必要もあるべきかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

確かに、いま大きな赤字がかなり続いています。中学生の通学手段の確保というところでかなり台数を増やしたり、或いは安全面ということで運行を西鉄バスさんに今任しているというところで運行費は確かに上がっています。

その解消手段としては、1つは、町民の皆さんにたくさん乗っていただくということが必要ではないかなと、今高齢者の交通事故の問題も起きておりますので、例えば免許の返納者には単発的ですけども利用券を渡すとか。

或いは、広告につきましては車内広告は今検討しております。これも当然ながら広告主の方がメリットがあるという広告ではないと、なかなか応募してくれませんので、その辺は私どもでたくさんの広告主が集まるような形は何とか考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

広告も確かに必要ですが、これは乗る人が少なければ広告の意味がないのです。だからこれは卵が先か、鶏が先かではないでしょうが、たくさんの方が乗れるような回り方、それが広告が活きるようなやりかたで今後やって欲しいと思います。

デメリットの方でちょっと話をしましたが、次に行きます。

コンパクトシティーは中山を中心に考えられていると思いますが、先程もお話がありましたが、もし遠賀川が決壊した場合、これは今考えられているところは、おそらく百均があるところですか、あそこらへん辺りから中学、中央公民館辺りを考えられているのではないかなと思うのですが、おそらく遠賀川が決壊したらあそこまで行けないのですよ。そういうのはどうお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

まずは、遠賀川が決壊するということは、おそらくかなりの大雨が降っている状況かと思っておりますので、強いて言うなればそれ以前の話になるかと思うのですが、それだけ大雨が降っているときには、逆に私はあまり出られない方がいいのではないかと思います。

今は人工衛星からいろいろなピンポイントで情報を得ることができますので、町民の皆さん方には行政の方から、この辺はかなりの雨が降るから、事前に避難所に避難しておって下さいというような措置を取りまして、その間は、大きな自然災害が終わるまでは、かえって動かせない方がいいのではないかなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

決壊する程の大雨が降っているときは当然人は動きません。逃げる人もいるでしょうけれども。

先程の話にもありました、鬼怒川が氾濫しましたね。あの現場に行って来ましたが、凄い広範囲なんです。

実際に役所があるところも1メートルなんぼと浸水しているわけです。避難場所がどうのこうのじゃなくて、そういうことが起こった時に司令部になるわけですね。司令部が浸かって、司令部の周辺が浸かっていればどういふふうな対処をするのかということを考えておられますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今のところは、ここと仮定した場合の話でよろしいでしょうか。

今のところ、ここでしたら大丈夫ですので、それと中央公民館は高いので浸からないと思います。

あそこが中山近辺のサブ司令塔みたいなものにしてもいいのかなと、そのように考えておりますが。こういう感じでいいでしょうか。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

中央公民館にしても、建物自体は浸からないと思うのですよ。例えば、役場の職員さんが、大雨が降って警戒が出たら集まって来ますね。役場はここならいいのですが、将来的に何処に移すか、コンパクトシティーにしたいという話ですから、おそらく病院もあそこら辺、役場もあそこら辺に行きたいという希望があるかも知れません。

私はそれを前提にお話をしました。例えば中央公民館の下のところの、今度開発してTの字がXになると、東西南北になると、あそこら辺に、例えば役場が行き、くらで病院が行きとした場合に、大雨が降って決壊した場合は、あそこら辺は全部浸かるのではないのでしょうか。道は当然浸かると思います。

そのことを仮定して私は話をしております。そうなると思も近寄れないのです。司令塔に誰も行けなくなると思うのです。

例えば、病人が出たといって搬送するにしても船でしょう。そうなると思うのです。そういうふうになると思もしますがどうなんでしょうかという意味での質問です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員ご指摘のとおりですね、中山地域は遠賀川に近接した場所であります。しかしながら、今の鞍手町の状況を鑑みますと、市街地の形成や鞍手インターチェンジ、それから北九鞍手夢大橋ですね。それと鞍手駅などの交通インフラの整備状況などから、中山地域をやはりコンパクトシティの核にする必然性は高いと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

それは、今の状況からすると、おそらく場所を変えるのは難しいのではないかなと、当然インター等があって、それを中心に動かれていますから。

そういう場合に、例えば役所にしろ、くらで病院にしろ、動いた場合サブとしてどこかに、いざというときの基地が必要であると、そこら辺を考えておいて欲しいと私はそう思います。

次の質問に行かせていただきます。

鞍手町、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会が開かれていると思いますが、進捗状況をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

進捗状況についてお答えいたします。

今年6月25日に、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を立ち上げ、7月下旬より推進委員さんを「まち」、「ひと」、「しごと」の3つの専門部会に分かれていただきまして、職員で構成するワーキングチームとともに総合戦略を作成する上での課題やアイデアについて、ワークショップなど延べ6回開催しております。

その後、ワークショップでの協議を受けまして、職員で構成するワーキングチームで延べ51回の会議を行いまして総合戦略の素案づくりを行っております。

そして、先週の12月3日に第2回の推進委員会を開催しまして、人口ビジョン及び総合戦略の素案について推進委員さんへ提案と説明を行っております。

第3回につきましては、今月の28日に開催して、今度は総合戦略の素案につきまして推進委員会の委員さんの方々からご意見をいただくこととしております。

その後、素案につきまして了承いただいたのちにパブリックコメントを行い、整理等を行いました後に、推進委員会に再度お諮りをするという流れになっております。

そして最終的には、目標としましては、2月の中旬ごろには正式な策定としたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私はインターネットで町のホームページから資料をいろいろとっています。

これには計画が推進委員会は最初が6月、次が9月、次が10月末というふうになっておりました。実際には6月25日に1回目、2回目が12月3日、3回目が12月28日の予定と、推進委員会がこういうふうになんとずれて、遅れているのはどういう原因でしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず6月25日に、この推進委員会を立ち上げまして、その後7月下旬より推進委員会の委員さん方を「まち」という専門部会、「ひと」専門部会、「しごと」専門部会という3つの部会に小さく分かれていただきまして、その部会に推進委員さん達に入らせていただきまして、そして職員とともにいろいろ、この総合戦略の素案についていろいろな課題とか、アイデアについていろいろ協議を行っていただいて、それが各、まち・ひと・しごとになると2回ずつ行って、延べ6回行っております。

そして、その会議を受けた後に、いろいろ推進委員さん方から出た課題やご意見、アイデアにつきまして、それを今度は職員でまとめるという作業を行いましたので、その後職員がワークショップそれぞれ、まち・ひと・しごとの部会に分かれまして素案作りに延べ51回の会議を行ったと。

それが取りまとまりましたので、先週の12月3日に推進委員さん、今度は全体会議で事業内容の説明とご提案をさせていただいたと。

前回の会議の中では、説明だけでほぼ3時間使いましたので、委員さんの方々からご意見をいただくという時間をいただけませんでしたので、今月の28日に改めて開催いたしまして、今度はその素案につきまして、各委員さん方からご意見をいただくという流れということになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。

実際にはかなりの回数の会議をされているということで、ここにアイデア一覧表が、まち専門部会、ひと専門部会という一覧表、これは1回目の分だろうと思うのですが載っています。

いろいろな意見が出て、楽しいなと思いついてお見舞いしておりますが、これを実際に、戦略会議でまとめた上で、今度は県、国にこれを提出するということがよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この総合戦略につきましては、県または国に提出するという義務はございません。
以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

それでは、これが出来上がったらどういうふうに報告なり、何かあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

正式に策定後は、ホームページ等で公表して、当然冊子につきましても公共施設等に常備置いて、住民の方々に関覧していただくということになります。

そして、この総合戦略につきましては、それぞれの事業につきましてはK P I という重要業績指標を設けなければいけないということになります。この戦略の各事業につきましては、毎年これは進捗状況を、このK P I がどこまで進んでいるかというところで検証を行って行くと、P D C A サイクルを回しながらやって行くという形になっております。こういう流れで、この総合戦略は進めて行きたいとなっております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今まで総合計画とかいろいろ計画がありましたが、似たような扱い方でやって行くということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま総合計画につきましてもいま策定中でございます。総合計画につきましては今年度までが第4次、そして来年の28年度からが第5次という形になります。

そして、総合計画の中の一部が総合戦略というふうに考えていただいてよろしいかと思えます。当然、総合計画につきましては、この計画年度内でそれぞれ進捗状況は確認して行きたいというふうに考えています。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

この総合戦略推進委員会の会長さんは山本華世さんでよかったですよね。この山本華世さんを抜てきしたからにはマスコミ関係の考え方とか、アピールの仕方とか何かそういう山本華世さんがなっているのですから、当然鞍手町はこうなんですよというアピールをしていただけるようなことがありますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

当然、山本華世さんはタレントとして大変ご活躍をされている方でございます。町としても今後シティープロモーション、シティーセールスとも言いますが、今後やはり町を PR していかなければならないというふうに考えております。

そういう華世さんの知名度も利用させてということは、ちょっと言葉が悪いのですが、お力をお借りして鞍手町を PR して行く、またいろいろなところで鞍手町のイベント等には参加していただいて、応援していただくというようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

今日来たときに、庁舎の入り口に12月27日だったか、何とかコンサート、これは山本華世さんがというのがありましたが、それもこういう中の一部は違うにしても、一つの町おこしの一つと考えてもよろしいですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

そのとおりです。今年の観光町おこしの一環で山本華世さんの事務所と委託契約した中で、新しい中学校を華世さんが見た中で、ここで何か催しをやりたいというご提案がございましたので、それに沿って進めているという状況です。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私は今日来て、ポスターを見て初めて知ったのです。12月27日なんで、もうちょっとアピールの仕方をして下さい。どんどん宣伝して下さい。そうでないと、折角来てもらっても意味がないですから、是非、くらで学園にしろ、何にしろ、まち・ひと・しごと創生総合にしても、冊子を置くだけでなく鞍手町はこういうことをします、ああいうことをしますよ、それをどんどん町から外に発信していただきたいと、これは是非お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

是非頑張ってやって行きます。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 15時15分

再開 15時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

○1番 熊井 照明君

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は私が住んでいる地域の課題などについて、大きく3つについて質問をさせていただきます。

まず最初は、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことによる本町の空き家等対策についてであります。

平成26年3月議会におきまして、空き家等の適正管理における条例を制定するお考えはありませんかということで質問をさせていただきました。

その時の町長の答弁は、国が立法、法律を制定して考えたいという答弁でありました。

平成26年11月19日に空き家等対策特別措置法が成立をしました。空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布されまして、同年5月の26日に全面的に施行されております。

総務省、国土交通省は、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定めて公表もしております。

指針につきましては、市町村が特定空き家等と判断し是正措置を講じる際の一般的な考え方を示すものとされていると思います。そのため、空き家等の実際の指定や是正措置に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて市町村が判断基準や手続きを定めることになっていると思いますけれども、今言いましたように法律が施行されました。町長の考え方をお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

当然のことながら行政でありますので、法律を準拠し空き家の適正な管理に努めて行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ではこういう国の法律が施行されましたので、この法律に沿って対策を進めて行くという

ふうに理解をされていていいですね。

その次の質問に移らせていただきます。

その時の質問の中で、老朽化した空き家等に関する相談件数は平成24年度、25年度の2年間で23件、その内所有者が確認出来た文書での通知が19件、その19件の内、2件が撤去されたという回答でありました。

26年度に、新たに老朽化した家屋等への相談件数と、24年度、25年度、21件の内、解決した件数を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

状況につきましてはデータの的なものでありますので、総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

平成24年度、25年度の2年間の老朽化した空き家の相談件数21件中、解決した件数につきましては、家屋の解体により解決したものは1件となっております。その後、26年度以降での相談件数は16件となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

24年度、25年度の内、21件の内解体されたのが1件、新しく26年度に相談があったのが16件、26年度以降、分かりました、ありがとうございます。

次の質問に移りますが、相談件数の内に所有者が不明の件数もあるかと思いますが、その件数に対してどのように対応していくのか、また対応しているのかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

現在相談があっているものの内、建物の所有者が不明なものは2件でございます。

この対応といたしましては、該当の建物が、税の課税台帳に登載されておらず、現状といたしましては、これ以上調査することが難しい状況であります。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

課税台帳等々に登載がなく、これはもう登記簿の謄本にもないということで理解しとっていいのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃるとおり登載はされておられません。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

では次の質問ですが、空き家等の内に特定空き家等と判断される基準と件数を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

特定空き家の基準につきましては、先程議員がおっしゃいますように、町が地域の実情に応じまして決めるものですが、本町としては現在まだ基準は定めておりません。

この基準につきましては、国が示しております特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインと言われるものなのですが、に参考になる基準が示されております。それを基に現在福岡県が同第8条の規定に基づき、福岡県が主導となって、県内の市町村とともに設置しております空き家対策連絡協議会において、特定空き家等の統一的な判断基準を今年度末から、来年度初めまでには作成する予定になっております。

というのは、県内統一的な見解を、特定空き家等に関しては独自でもつのでなく、県内統一で指定しましょうということで、県が主導となっております。その結果を受けて本町といたしましても特定空き家の基準を定める予定であります。

また件数につきましては、今月中旬から民間事業者に委託しまして、町内の空き家の実態調査を行う予定としております。その調査におきまして、空き家の状況が把握できますので、特定空き家の基準が定まり次第、その調査結果と照らし合わせて件数を導き出すことになるかと思えます。現状といたしましては、まだ件数というのは今のところは把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

総務省と国土交通省が出した指針の中に、特定空き家と判断される基準というのが書いてあります。その中には4つほど書いてあるのですが、1つが、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態。これは全部で4つあり、全て後には等というのが付くのですが。

それから、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となる恐れのある状態。

それから、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。

その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態等。

これから、いろいろ飛躍して、そこそこの自治体で云々ということで指針が出ているのですが、特定空き家等の判断基準というのは、これを基に作って行かれるんだと思います。

次の質問に移りますが、特別措置法の4条には、市町村の責務として空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとするがあります。

第6条には、市町村はその区域内で空き家等に関する対策を総合的に、かつ計画的に実施するため、基本指針に則して空き家等に対する対策についての計画を定めることが出来る。出来るですから、しなくてもいいのですが、ただ7条には、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更、並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することが出来るというふうにあります。

ただ、先程言いました2月26日の日に総務省、国土交通省の指針が出ていますけれども、その辺りも総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針には、計画を作成することが望ましいということが書いています。

県の統一的な見解も検討されて出るのでしょうか、空き家等協議会の設置と空き家等対策計画を作成する考えというのはおありかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、空き家等対策計画というのは大変町にとって必要なことだと思います。空き家を対策として総合的かつ計画的に実施するためには大変必要なことだと思っております。

私が、先程申しましたように、うちの総務課の職員が2人県の協議会に行っています。その中に県の市町村全部入っております。その中で、先程言いましたように特定空き家等の統一的な判断基準の作成というのが、まず1項決定されます。

それと共に、空き家等対策計画のひな形も素案として、成果品として協議会の中で作るようになっておりますので、特定空き家の判断基準と計画の県としての統一的な見解ができますので、それに基づいて鞍手町の実情に応じて、それを変更しながら計画というのは必要ではないかと考えております。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

そうしますと、県の統一的な見解が出来ますと、協議会というのは鞍手町でも立ち上げる

し、対策計画というのも作るというふうに理解をしてもいいのでしょうか。その辺お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今後さらに、空き家についての問題は増加していくものと考えております。ですから、空き家対策協議会の設置、それから空き家等対策計画の作成は、平成28年度で対応するように、今のところは考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

措置法の第15条には、国及び都道府県は、市町村が行う空き家等対策計画に基づく、空き家等に関する対策の適切かつ沿革な実施に資するため、空き家等に関する対策等の実施に要する費用に関する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるものとするというふうに書いてありますので、これは作っていただいて、計画的に空き家に対する対策をしていただきたいと思います。

それから、また協議会の中では、いろいろ空き家に対する指導とか勧告とかをするようになって来ますけれども、それでも出来なければ、その後どうするかというふうな協議もそこで出来ると思いますので、これは必ず作っていただきたいと思います。

次に移ります。

古門区から要望が出ている物件の今後の対応はということでお尋ねをします。

私の住んでいる近くに空き家があります。そこは、丁度角地にある建物で、全面は道路と、向こうから行くと左横が歩道と道路になっているのですが、店を閉められて空き家になって随分経っています。以前台風によって屋根の看板が剥がれそうだったので、これは危険であるということで、3～4年前になりますが、当時の区長さんと2人で総務課に相談に行きました。その時、担当者の方がいろいろ調べていただいたのですが、看板やら屋根が飛ばないようにビニールシートを掛けときましようというような話だったのですが、結果的にはビニールシートは掛けられていないと思います。

その後、段々と歩道側の壁が壊れて、道路から店の中が見えて、簡単に人が入って行けるようなくらい壁が壊れています。現在、地区の代表者の方も、このままでは壊れて行くばかりで、火でも付けられたら大変になるということをお心配されて、総務課の方に相談に行かれています筈です。

相談の結果、総務課の職員によって家の周り、家と言っても大きな店舗ですから、大きな店舗ではないのですが、虎ロープを張って危険という赤い文字を付けて、結んでもらって対応していますけれども、このままにしていたら更に壊れて行くばかりと、そこをお心配していますが、それは見られたら分かります。

写真を撮って来ています。これはA4ですから見にくいでしょうが、ここの壁、以前はここは壁なんです、ここは以前は壊れていなかったのです。前はここの看板と屋根だけだったのですが、それが段々壊れて、中は給湯器やら冷蔵庫やら、中にはテーブル等があるのだと思いますが、こういう状態になっているのです。

これを、どうにか早急に、前は道路、歩道があって道路ですね。これは今後どのように対応されて行くのか、この分は早急に対応をお願いしたいと思っておりますけれども、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、古門区はその物件につきましては、先日の台風の時も風により家屋の一部が散乱してしましまして、区の要請により、うちの総務課の職員が片付けに行き、いま虎ロープでぐるぐる巻きにしております。

現在壁が剥がれてしまっており、危険な状態であるということは大変認識をしております。しかし、建物の所有者が調べましたところ、こちら不明であります。

町としましても、対応につきまして所有者が不明である上に、解体してしまうのは簡単だと思います。でも所有者が不明である以上、誰のものか分からない財産を簡単に壊すわけにはいきませんので、大変苦慮しております。

先程も申しましたように、議員さんがおっしゃいますように、早急ということなんですが、今、町としましても計画を立てて、町全体を見回して総合的かつ計画的に、全体を見回しながら、まだ他にもそういう家屋があるかも知れません。先程も申しましたけれども、今月中に民間事業者で調査してもらいますので、その結果を見ながら考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

横須賀市かどこかが強制撤去代執行しているのです。ただ、横須賀市はそういう対策協議会とか計画を作ったのかどうかは分かりませんが、ただ、代執行してもお金は請求出来ないだろうという話がこの前新聞に載っていました。

これはうろ覚えなんです、この指針の中には、仮に所有者が分からなくて、告示とか公示とか、いろいろな方法をして、そして代執行をした場合に、後から所有者が分かれば、そちらに国税徴収法か何か知りませんが、国保税、地方税、その次の3番目ぐらいに求償権が求められるということが指針か何か書いてあったと思うのです。

このままずっとして、これは壊れて行くばかりですね。できたらそういう計画とか、協議会が出来る間だけでも結構ですが、ベニヤで壁を、前は歩道ですから。その辺、応急的な

措置か何かを取っていただけないかなとは思いますが、その辺はどんなふうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃっていることは本当に痛い程よく分かります。

私もそれは、仮にうちの条例、若しくは国の法整備がまだ追いついていないような状況下ではあるかと思えますけれども、ただ二次的な事故があれば、これは大変なことになると思えますので、ここは現地調査をもう一度うちの行政の方でやらせていただいて、そしてしかるべく早急な対応を取らせてもらいたいと思います。ちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。そういうことでございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

何らかのみんなが安心出来るような方法を、大規模にお金を掛けてして下さいということではありませんので、応急的な措置をしていただいて、またその後県の方針等が決まれば、全町的なことが決まれば、それに対応していただきたいとそういうふうにお願いします。一応この質問についてはここで終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

大谷の自然公園についてであります。

大谷自然公園は、大自然に恵まれた環境の中で野外活動やリクレーションなど、快適に体験出来る教育施設ということで、平成18年度から供用されてきました。19年度からは指定管理に移っていると思えますけれども、下水道処理施設の設備が故障のため、平成27年4月から休止されています。

ホームページには、散策等で利用することは可能と書かれてはいますが、私も月に1回ぐらいはここを見に行くのです。見に行きますけれども散歩されている方は、たまにしか見かけません。

自然公園には子どもが遊べるターザンロープや滑り台があります。宿泊出来るバンガローが8棟、管理棟、研修棟とか、野外炊事場がきれいにあります。草もきれいに刈ってあります。ですけれども下水処理の修理に多額の費用が掛かるという話も聞いておりますけれども、これは休止しとつても下のトイレはし尿は汲み取り式ですね。

大谷の自然公園の上は合併浄化槽があるか分かりませんが、下の、前薬草園があったとかいうところにトイレがあるのですが、これは汲み取り式だと思います。し尿の汲み取りとか光熱水費、公園の管理委託料、借地料、経費は掛かっていると思うのですが、こういうバンガローやら、言いかたは悪いのですが、現在は飾り、何も使えない飾りとして置いとくよりは活用した方がいいと思うのですが、キャンプ場の再開の予定というのはどういうふうにご検討されておられるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宿泊施設等の運營業務につきましては、下水処理施設の故障のため、平成27年4月1日よりいまのところは休止をさせていただいております。

本施設につきましては、多くの方から再開に対する要望の声をいただいております。また、総合計画及び都市計画マスタープランにおいても、公園等の充実を掲げていますので、現在再開に向けて検討しておりますが、施設の再開には多額の工事費を要するため、工法等の検討を行っております。また再開に関しましては、施設の改修及び使用料改定の検討もしておりますので、もう少し時間をいただきたく存じております。また再開はなるべく早く考えたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろな相談とか意見がきているとは思いますが。そして合併処理の分で多額の費用が掛かるということも聞いております。

次の質問に移りますが、キャンプが出来る期間、大谷自然公園施設の使用及び管理運営に関する規則で、7月1日から9月30日の3ヶ月間だけなんですね。その他の期間についても町長が認めたら変更は出来るようになっているのです。

ここは、大谷自然公園は都市公園に指定されていますよね。指定公園ですからいろいろな縛りはあるとは思いますが、ここを早く再開してもらうのと、活用方法について、これはキャンプ場だけではなくて、いろいろな、広く意見を募った方がいいのではないかなと私は思うのです。

方法とすればホームページで利用、活用の方法について募集をすとかですね。一つは、これは出来ないでしょうが、民間企業に収益をそうですが、民間に全部渡して全部お願いをする。その代わりに管理全体をお願いする。そしてここの大谷自然公園が活性化するようにするのも一つの方法ではないかなと。ただ期間については5年とか、何年とか、都市公園の縛りもあるのですが、そうしないと今のままでは利用価値が少なくてもったいないと思うのです。

それともう一つは、指定管理者制度をとるにしても、行政内部だけの検討ではどうしてもアイデア不足になると思います。だからアイデア不足ですから、一応市場と離れた公募条件を設定したりとか、そういうふうになると思います。

仮にまた指定管理者制度を取るにしても、アイデアの提案型の指定管理者を募集する必要も考えられると思います。それは行政内部で考えるより民間の発想の方が豊か、考え方も柔軟で行政では考えられないことも民間では、市場の中では考えておられますので、そういう方法を考えていただきたいと思いますと思いますが、町長はどんなふうに思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

昨年まではスピナさんに指定管理として管理をしていただいております。これは、私が町長にならせてもらった時にはスピナさんで決まっておりますから、どのような経緯でしたというのは定かではないのですが、ただ、民間に委託されたというのは、おそらくそういうプロポーザル的な何かが多分あったのではないかなと察するところではあります。今議員がおっしゃいましたように、当然のことながら、あそこにおきましては費用対効果、いろいろな面を考えまして、それと今後の運営におきましても、今議員がおっしゃいましたように民間活力を導入して、知恵を拝借して、これからは取り組んで行かなければ行けないと私もそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井議員に申し上げます。発言残時間が3分ちょっとぐらいしかありませんので、整理して、3番目の質問もありますのでよろしく願いいたします。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

もう一つ、大きな自治体では、ネーミングライツという方法も取っているところもあるのです。だからこういう田舎ですから、ネーミングライツで手を挙げて企業さんが来るかどうかは分かりませんが、そういう方法もあるということを入れていただいていたらいかなど、ネーミングライツの内容はご存じだと思いますが。

次の質問に移ります。

古門川の大唐戸の改修について、唐戸というのは水門のことです。ここは農業用に必要とする止水目的として水門が作られています。横が4メートルで縦が1メートル20cmぐらいなのですが、管理する人が年々高齢化して、ここの水門の上げ下げが困難だ、上げ下げを出来る人が1人しかいないのです。上げ下げするところのシャフトといいますか、それが曲がっている。これを上げ下げ出来るようにしてもらえないだろうかという要望が出ていると思うのですが、これを今一人の人しか、若いのですが30になるかどうかの人ですが、この人しか上げ下げ出来ませんので、田植えとか、野菜を作っていますが、そういう時にはその人が、雨が降りそうになったら夜中でも一人で行って上げ下げしているらしいのです。ここの改修をお願いしたいということで要望書が出ておりますけれども、その辺どういうふうに変えられるのか、そしてまたいつ改修されるのかをお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大唐戸水門の改修については、平成26年の2月に地元から要望がありましたので、平成

26年度予算にて水門の付属設備である排水扉の軽量化及び巻き上げハンドルの改良を行っております。

この水門は、古門川の利水及び治水を担った重要な役割を果たしておりますが、当該水門は大型と聞いております。また水門の老朽化及び管理者の高齢化のため、維持管理が非常に厳しい状況になっていることは認識を私もいたしておりますけれども、改修には多額の工事費を要するとうちの原課より聞いております。ですから、これは補助事業もないということも伺っております。

それで現時点では、財政上非常に困難であると判断をいたしております。ただ現場におかれましては、困っているということであれば、何かもっと安価で改良が出来る方法はないものかどうかをもう一度、再度検討をさせていただきたいなとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

本当にここは困っていますので、ここは農業をしていますので、先程も言いましたように上げ下げ出来る人が1人なんです。この人が病気をして、締めていたら、古門北区が浸水する可能性もありますので、その辺をよく検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして質問いたします。

まず鞍手町の人口減少を止めるため、安全で住みやすい町を目指すため、これは、よく町長も言われていることなんです、これの2項目に対して質問いたします。

1項目に対しては、熊井議員が先程質問されましたので、重複するところは控えさせていただきます。

1番の特定空き家の件数と対策は、先程質問されましたので控えさせていただきます。

2番目に、行政代執行も可能となりましたが町の対応は、これも簡略にお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程の熊井議員さんの中でも申しましたが、県と県内市町村で協議を今いたしております。そして空き家対策連絡協議会におきまして、作成されます統一案ができてから、本町の計画の作成を検討いたしたいと思っております。

それと計画を作成するとなれば、その中で行政代執行につきましても適切な手続きを踏み

まして、行政代執行を行うことになるかと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

今の答弁いただきました。

それから熊井議員と重複するのですが、現在通学路に面した空き家など、倒壊の危険性があるもの、これは今月から調査されるということで今後の国の指針に沿って対策されるとおもうのですが、やはり通学路の安全性を確保するために、学校教育に対してもそういう危険な箇所を報告して、安全な通学路を確保するために早急な対策をよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

しっかりと取り組んで行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

2項目、特別養護老人ホームの入所待機者についてです。

特別老人ホームの入所希望者がありながら、入所できずお待ちになっている方が何人もいると聞いております。このような状況から入所希望者がありながら、最初からあきらめて申込みをされない方もおり、潜在的な数は多数の方が入所をお待ちになっているような状況にあると思います。

現在、特別養護老人ホームの定員数は100と聞いておりますが、その特別養護老人ホームの定員増について、どのような検討をされているのか状況をお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

特別養護老人ホームは町内に1箇所ございますが、常に満床の状態でございます。

鞍手町の人口と将来推計では、少子高齢化は更に進みまして平成29年度には、高齢者人口は5,942人、高齢化率ではざっと36.5%と推計予測がなされております。

そして、介護認定者数においても1,226人、その内介護3以上は442人に増加すると見込まれております。

介護予防を推進し、できるだけ長く在宅生活を送れるように取り組んで行きますけれども、一人暮らしの方や老老介護の方は重度になれば在宅での生活は非常に困難になっております。このような状況下を鑑みますと特別養護老人ホームの増床は必要と考えており、施設整備を計画しているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

新しく増設される計画をされているということで、いまある特別養護老人ホームのところに増設されるのか、他にされるのかそれをお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだその部分までには、これはいまのところまだ具体的な話はっていないのです。ただ今増やそうという思いで、どの園に振り分けをするのかとか、誰にさせていただくとかというのはまだその段階ではないということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

たくさんの年配の方がお待ちしておりますので、今後の検討をよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目は、ゴミ処理の在り方についてです。

本会議冒頭の行政報告で、町長は平成35年度以降の可燃物の処理方法について、既存のRDF処理施設の有効活用及び長寿命化を図り、できるかぎり継続させることを優先すると言われました。その際、RDFの継続とともに、ごみ処理施設の外部委託と新設についても調査検討を行ったと言われましたが、具体的にどのような調査検討を行ったのか答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

取りまとめをしておりますので、農政環境課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

先の行政報告のとおり、ゴミ燃料化RDFの継続。

ゴミの外部処理委託。

ゴミの処理施設の新設について検討を重ねました。

まず、ゴミ燃料化RDFの継続については、当組合のRDF施設は今後15年間程度、平成44年度までは定期的な修繕を行うことで大きな問題もなく使用が可能と考えています。

RDFの安定的な処理先の確保、これにつきましては宇部興産株式会社、北九州市。

RDFの処理の費用につきましては、宇部興産で約1トン当たり1万1千円、北九州市で約1トン当たり2万円を検討しました。

ゴミの外部処理施設の委託につきましては、北九州市しか選択することがありません。

このことを踏まえまして北九州市のゴミ処理の広域連携を活用し、北九州市に可燃物の処理を委託すること。

北九州市との協議と施設建設に7年～10年程度時間が必要であること。

ゴミの中継基地建設、概算で、既存施設の改修で9億5千万円、新設で15億円を見込みました。

北九州市に委託することによりプラスチック製容器包装ゴミの分別収集を導入することになります。現行の4分別から5分別になり、収集業務委託料が組合市町村で約6,500万円、鞍手町におきましては約2千万円増加します。

また、泉水最終処分場が手狭になり改修が必要になります。改修費用は約15億円を予定していますが、本来の改修はRDF施設の改修と併せて行うこととしていましたので、前倒しで改修する必要があります。

続きまして、ゴミ施設の新設につきまして。

ゴミ処理の方法、ストーカー方式、熔融炉方式、ゴミ発電方式等、処理規模及び建設予定地等の検討から施設の竣工まで約10年間を要すること。

現行の1市2町の広域処理範囲を見直し、新たに広域処理を行うこと。

施設の建設費用、最低で処理能力1トン当たり約5千万円かかり、1市2町で新設する場合、約33億円を要します。

以上のことを課題としまして、継続で宇部興産株式会社、委託で北九州市に2回、直方市。

新設で、岡山県の南垣ゴミ処理施設、長崎県の長与・時津環境施設組合に視察に行き、検討を重ねました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まず、大牟田の発電所自体がなくなるということで、それに併せて今度は宇部興産に処理を委託するということです。

いま、いろいろ言われましたので委託先、新設の場合とかを言われましたが、それについて資料はいただけませんか。議会に対して町として。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

議会にということですが、事務局長と相談しまして処理をさせていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

よろしく願いいたします。

平成35年度以降のことですので、ゆっくりもしておられませんが、それと並行してゴミ処理の外部委託、若しくは新設等を検討して行くというふうに言われていましたので、新設するにしろ、また候補地を探していかないといけない。そこでいろいろ土地の持ち主の方に了解を得たりだとかということも、これも大変な労力が必要となって来ますから、並行して行うと言われましたが、今からでもすぐに取りかかるということによろしいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

先程申しましたように、RDF施設を継続しまして並行していくと。先程申しましたように、処理を委託する場合でも7年～10年、新設をする場合は10年程度の期間を必要とする、現地を視察しまして、そういう期間が必要ということになっていきますので、RDFを最長で平成44年まで延長を考えておりますが、それと並行して45年以降の処理施設を並行して考えていくということにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回ちょっと大牟田の発電所がなくなるということで、以前はその株主になって、ということで特にRDFの処理方法ではゴミの減量化に逆行するということは常に言い続けて来ましたが、町長もその認識は一致しているというふうに思いますが、その前提でお尋ねしますが、調査検討の中でゴミの減量化を含めての調査検討はなされたのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回の可燃物のゴミ処理のあり方の検討は、現在の発電事業が終了しました後の処理の方法でありまして、ゴミ燃料化の継続を選択したことはRDFが減量することにより、処理委託料、運搬委託料等が減額となります。そこで組合ではゴミの減量化を進めることとしていきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ということは、今までとちょっと変わって来たわけですね。今までは、大牟田の発電所に一定量の固形燃料を持って行かないと、向こうは今度赤字になるから、処理委託料も上がって行くとかということで、そういう意味からゴミの減量化が逆行すると、なかなかしにくいというようなことでしたが、平成35年度以降からは宇部興産の方に持って行くにしろ、それが少なくなれば、その分委託料等の経費も下がってくるということですね。

具体的にゴミの減量化は今後どういうふうにされて行くのでしょうか。検討されたこととして。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

ゴミの減量化ということですが、私どもとしましてはリサイクル、今リサイクル補助金等をだしております。組合におりましても不燃物等のリサイクルを進めております。そういうところでゴミの減量化を進めて行きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いずれにしろ平成44年には、またRDFは止めざるを得ないということで、外部委託若しくは新設ということで検討して行かないといけないとすれば、今からゴミの減量化も同時に、今まで通りでなくて、今まで通りで言ったらペットボトルだとか、ステーションだとかということだけで終わっていたのですが、より一層拍車を掛けて減量化に向けて、ペットボトルの回収も有料のゴミ袋を買って、それが本当にリサイクルになるのかどうかというのも疑問ですけれども、やはりただで配って、これにペットボトルを洗って入れて下さいと、そうしたらその分はゴミではなくなります。資源になりますというようなことも含めて、具体的により一層検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

議員の言うとおりでございますので、内部で検討させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

課長ばかりに言って申し訳なかったのですが、町長は副組合長でもありますし、鞍手町のゴミ行政のトップでもありますので町長からも一言お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

本当に宇田川議員さんがおっしゃるとおりだと私も個人的にはそのように思っております。分別が面倒くさくなるかとは思いますが、やはりそういった分別を徹底して、資源にリサイクル出来るものは資源にしてリサイクルするというふうなことをやって行けば、当然のことながらゴミというのは徐々に減って行くかと私もそのように思っております。

ですから、その方向に向けて今後取り組んでいきたいなとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

3つ目の質問で問題の先送りではというように質問項目として上げていましたが、先程の答弁を聴いていまして、ちょっと今までと様子が変わってきているということですから、この質問については割愛させていただきます。

次の4番目に移ります。

ゴミの直接搬入について、これは私が一般質問で取り上げたものですが、この主旨は引越したとか、大掃除だとかで家庭から大量のゴミが発生したときに直接搬入出来ないかという主旨での質問だったわけです。

少しのゴミでしたら指定袋に入れていいのですが、大量のゴミを全て指定ゴミ袋に入れて、それから搬入して行くというものもなかなか大変なことでもありますので、試行的に介すると言われていいますが、重量等での受け入れも可能にしていきたいと、最初から指定袋に入れなくても持って行けるというようなことも考えていきたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

証紙の貼り付けでもよいようにしております。

行政報告では詳しい内容等は申しませんでしたが、10キロ当たり証紙1枚を貼り付けることでよいことにしております。トラック等で運んでいただきまして、ゴミの重量を量ります。その重量が100キロとしましたら証紙を10枚張っていただくということで対応させていただいております。そういう対応になっております。

ただ、指定日と予約制を取りますので、住民の方には少し不便なところがあるかも分かりませんが、そういう対応をさせていただくようにはしております。

その分を検討させていただいて、より良い方法でゴミの個人搬入を受け入れたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。出来るだけ利用しやすいように、今後改善していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。

次に、マイナンバー制度についてお尋ねします。

現在、ほとんどの方々にマイナンバーが届いて来ていますが、いろいろな方から届いたはいいが、どう取り扱っていいか分からないだとか、保管はどうしたらいいのかだとか、いろいろマイナンバーを教えて下さいとか、勿論会社には教えないといけないのですがそれもよく分からない。

例えば、詐欺で電話でマイナンバーをちょっと必要ですから教えて下さいだとかを言われたり、そういうことがあってもいけませんので、本当に今不安とか疑問の声がたくさん広がってきているのです。

町として説明会の開催、若しくは相談窓口の開設だとかというものをやって、不安解消と疑問の解消に努めていただきたいというふうに思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、現状の取り組みにつきましては、税務住民課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

現状の取り組みにつきまして答弁させていただきます。

マイナンバー制度につきましては、現在、郵便による番号通知カードの配送が終了し、個人番号カードの作成を希望される方は、各自申請書を提出されている状況にあります。

また、不在等で受け取りができなかった方の分につきましては1週間郵便局で保管され、保管期間を過ぎた分が役場の方に届けられています。この分につきましては、役場の方から、役場の方に届いていますということで通知を出している状況です。

これに伴いまして電話や窓口で、制度に不安を持たれている方、いま議員が言われたように、どうしたらいいのだろうかというような方から問合せがっております。

ちなみに、11月26日から12月2日までの間ですが、250件程度の問合せがっております。これにつきましては、住民系の職員が個別に説明、対応をしている状況であります。

今後も説明につきましては個別に、いろいろな状況、いろいろな内容で問合せがありますので、個別の内容に対して職員が対応するという事としております。是非分からない点に

つきましては、役場の住民係の方に問合せをしていただくということにしまして、一括での説明会を開催というところは、今のところ予定にはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ある程度マイナンバーの学習会ではないですが、理解を深めるだとかということで、そういう集会だとかというのを開催したら結構集まるのです。それが目的ではありませんが、そういうのを開催して、ある程度統一の見解とか理解を深めてもらうということが必要ではないかと思えます。

個別の対応も勿論必要です、それぞれに事情が違いますから、ですけど個別の対応というのは対応する人によって答え方も違うし、また捉え方も違って来る場合もあるわけで、ですから専門の窓口というのを一定期間設ける必要があるのではないかというふうに思いますが、どうですか町長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

マイナンバー制度につきましては、いま、いろいろと詐欺事件等も起こっておりますので、住民の皆さん方にはご不安かと思っております。

議員がおっしゃいますように、区単位とか、若しくは後に居られますけれども、手話の皆さんの会の皆さん方とかですね。そういった個別の要請がございましたら行政としてはそれを対応して行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。ただチラシだけ配るだとか、それを安易に読んでいなくてもなかなか分からないと、やっぱりきちんと役場にマイナンバーについての相談窓口がありますよということ、分からないことがあったら住民課にお尋ね下さい。役場の方にお尋ね下さいということとちょっと違うと思うのです。相談窓口をしっかりと設置していますからそこに何でもいいからお問い合わせ下さいというようなことも是非やっていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

分かりました。もっと明確に、その辺のところを周知徹底を行って行きたいと、そのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

○12番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

まず一番目、JR鞍手駅前開発について、駅前の開発の活性化計画の進捗状況ということについて質問いたします。

JR鞍手駅前の開発活性化計画の進捗状況について、この件は平成24年3月議会で一度質問をいたしました。当時の町長はお亡くなりになりました柴田町長でございます。

その時の答弁では、駅周辺の開発や活性化が町にとっては重要な課題であることは十分認識しています。今後も社会情勢や環境の変化を見極めながら取り組んで行く必要があると考えています。このような考えを当時延べられております。

それから既に4年近くが経過していますが、見たところ特に目立って変わった様子は見られません。強いて言えば前のタイヤ屋さんが閉店して、横のお菓子屋さんが再開したということぐらいなのでしょうかね。

この駅前開発及び活性化について、今現在、或いは今後何か新しい計画など、柴田町長からの政策を引き継いで来られました徳島町長に、その進捗状況があれば教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員もご存じかと思いますが、第3次総合計画、これが出来た時には駅前開発が壮大な計画がございました。ところが、それが頓挫いたしまして今現段階に至っているという状況でございますけれども、あれ以来駅前の辺りはあまり進化していないというのが、皆さんも見られてお分かりのように現況かと思っております。

平成27年の3月に北九鞍手夢大橋が開通したことで、JR鞍手駅周辺の開発や活性化は町にとって私は重要なテーマだと思っております。L字ラインの1ライン上でもございますので、これは町にとっても一つの大きな課題かと思っております。

今後もこの辺のところにおきましては、柴田町長の後を受けて、当然のことながら駅前開発においては進めて行きたいとそうように思っておりますが、先だって私は担当課の原課と打ち合わせをしましたら、どうもあそこが農地に対して国からの予算が来て補助事業を行っているのです。それが向こう10年間扱えないという土地がかなり駅周辺に土地があるので、あれを見ますと、実際に国から予算をいただいて、地元のお百姓さん達はその補助事業で事業をされているのです。そこを扱うといたら9年待たなくてはいけないとか、後8年待たなくてはいけないとか、そういうところになっているみたいなんです。

ですからこの辺は、ただ今都市計画マスタープラン、都市マス計画を作っております。それと第5次の計画も作っております。この辺のところは何とか国と県の方にマスタープランを作るに当たって何とかこの辺、補助金をいただいておりますが、何とかこの部分と、この部分だけは開発の許可をもらえないだろうかというような、今から交渉に入らなければならないような、今そういうような状況になっております。

ですから、思いはおそらく須山議員さんと私は一緒だと思います。あの辺はやはり鞍手の東の玄関でありますので、開発は念頭に置きながら鋭意進めて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

今の町長の答弁の中で8年、9年というのは非常にもったいない年数かと私も思います。駅前開発は先程も町長が言われましたように、町長のL字ライン構想の一環だと思います。北九鞍手夢大橋があり、鞍手駅があり、そしてその延長に鞍手インターがある、このL字ラインが鞍手町発展の要ではないかと私も思います。是非よい方向に向かうことを願っております。

次に、もう一件、鞍手駅舎のバリアフリー化とエレベーターの設置の進捗状況について質問をいたします。

この問題も、一番と同じ平成24年3月議会で質問をいたしました。その時の柴田町長の答弁は、鞍手駅は誰もが利用しやすい駅になるように、JR九州に要望して行きますと答えられております。

とりわけエレベーターの設置については、体に障害のある方や、体の不自由な方、体の不自由な高齢者の方には早急に必要なものではないかと思っております。エレベーターのないばかりにJRを利用されない方もたくさんおられます。そういう話を聞いています。

また、健常な方でも遠方から来られて、大きなごろごろ引っ張って行く旅行バック等を持った方はもの凄く大変だと思います。こういった方々の思いを加味いたしまして、エレベーター設置の進捗状況と、この設置についての今後の徳島町長のお考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま議員がおっしゃいましたように、平成24年の3月の定例会において須山議員さんの質問に対して、前柴田町長さんがホームに上がるスロープのここにエレベーターがないということで、利用されている方が苦勞されているということは認識をしておりますという答弁をなさっております。

私も、やはり町民の皆さん方が、ましてやどうしても高齢になっておりますので、高齢になりますと荷物も重たいし、本当に大変かと思っております。

私も東京によく出張しております、山手線とか、大江戸線とか、銀座線に乗るときは、本当に階段、アップダウンなんですよね。エスカレータが付いているところもあれば、エレベーターがあるところはあるのですが、エレベーターまで行くのにかなり歩かないといけないとか、本当今後のインフラ、東京もしかり、うちの鞍手駅にしてもそうなんです、こういったインフラにおいては高齢化になると、やはり手を付けて行かなければいけないと、そのように考えております。

ただ、今のところ1日の平均利用者が760人程度であるということを伺っております。この人数だとなかなか、これはJR九州さんには要望しておるのですが、何か3千人以上じゃないと付けてくれないというような、一つのハードルがあるみたいなんですけども、この辺のところは、やはり我々行政がJR九州さんとも話を詰めながら、いろいろなやり方があるかと思しますので、その辺は知恵を出しながら対応して行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

前向きな意見をありがとうございます。

エレベーターは3千人といったらかなりきついハードルだと思いますが、エレベーターが設置されることによって障害のある方や、高齢者の利用も増え、駅前の活性化に少しは反映されるのかなと私も思います。

次に、浮州公園について質問いたします。

これも、今年の6月議会で質問をいたしました。

今、折尾愛真高校が浮州公園の野球場を使用しています。その周辺は先だってから役場の職員の皆様や議長をはじめ議員の有志の方のご尽力で、雑草や大きくなった雑木等がきれいに伐採されています。非常にきれいになり私もびっくりしています。本当ご苦労さまでした。

おかげさまで、散歩に来られた方や野球の練習の見学に来られた方は、もの凄く感謝されているのではないかと思います。

その他に、私が質問をさせていただいたトイレや街灯の設置などを含めた周辺整備の進捗状況はどうなっているのか町長にお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

本年6月の定例会におきまして、須山議員さんより質問を受けております。

その時に私は、浮州公園は街灯がないので夜暗く、犯罪の温床になる可能性があるので、街灯の設置には前向きに考えますということを答弁いたしております。

このことから来年度予算、28年度の当初予算の中に街灯設置の予算を計上する予定にい

たしております。それから、トイレとかもおっしゃっていましたが、そういったことも踏まえ、いろいろと順次整備を行っていききたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。

次に、問題のプール跡地の進捗状況について質問いたします。

これも徳島町長に6月議会の私の質問に対して、早急にプール周辺を更地にして見通しを良くし、お年寄りや子ども達が集え、町民の皆様と一緒に遊んだり出来るような場所作りに取り組みたいと答えられております。まだまだ半年しか経っておりませんが、これらについての進捗状況をお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

この件につきましても、特にプール跡地の見通しが悪くて防犯上危険であるということを知っておりますし私も見にいきました。

これにおきましては、今原課の方が調査をしている段階であります。少し予算がかなりいるというようなことを伺っております。そしてまた、この件につきましては原課と、後におります三戸課長の、言うなればお金担当の財政の方としっかりと睨み合いをしながら、何とか早めに本当はしたいのです。ただ今年度1回、27年度予算の決算が出ると思います。それによって財政状況を見させていただきながら、出来れば来年の当初予算で組めれば一番いいのですが、その辺のところは財政状況を見させていただきながら前向きに考えていきたいと当然思っております。

折尾愛真さんの練習状況も皆さん方と一緒に見に行かせていただいて、たくさん県外の方とかがお見えいただいておりますので、やはり事故等があってははいけませんので、何とか早急に考えていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。

出来るだけ早く地域住民の方や、町内外の方のためにも、1日でも早くあの辺がきれいになるようお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 星 正彦君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。
明日 8 日を休会としたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 8 日を休会とすることに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 16時49分

平成27年鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
平成27年 12月 9日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年12月9日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年12月9日 午後1時29分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星正彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	久保田正之		11	岡崎邦博	

職出	務席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠	
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠	
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課 長	三戸公則	出欠	
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課 長	立石一夫	出欠	
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道課 長	原敏勝	出欠	
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠	
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課 長	松永憲昌	出欠	
議事日程	別紙のとおり						
付議事件	別紙のとおり						
会議経過	別紙のとおり						

平成27年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書

平成27年12月9日（第3回）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、くらて病院整備基本構想検討委員会というふうに名称も中身も変わって来るのだろうと思いますけど、今までがくらて病院の今後の方向性に関する審議、それからより具体的ということになると思うのですが、その辺の中身について、どういうふうに審議を進めて行くのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回のこのくらて病院整備基本構想検討委員会におきまして協議していただく内容としましては、まず1つは、くらて病院の役割について。2つ目としましては、経営の在り方について。そして3番目としまして、移転候補地の選定等の協議をしていただくということにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この検討委員会自体については、後で補正の中にも予算を組まれていますけれども、大体期間等はどういうふうになっているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

平成27年度につきましては、1月以降、月1回ペースで開催することを今予定しております。ですから、平成27年度中は3回程度を予定しております。

平成28年度につきましては、また当初予算で回数等を改めて予算計上をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

終わりというか、構想検討委員会ですから構想を練り上げるのはいつまでに練り上げる予定なのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

本会議のときにもご質問をいただきましたように、今現在、地域医療構想が県の方で策定されておりまして、それが平成28年の12月までには県がその構想をまとめるという情報ですので、この基本構想につきましても、そこの整合性を図るということで、12月ぐらいまでは一応目処というふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

12月までに目処ということでしたけれども、一般質問の中でお尋ねした際の答弁として、新くからて病院の改革プランをまとめないといけないとかね。この改革プランは28年に県がまとめたものを受けて29年度にまとめるというような答弁でした。

そのくからて病院の新改革プランと、この基本構想との整合性が当然これまた必要になると思うのですが、28年を目処といっても、これは整合性が取れていなければまた修正したいということにもなるのです。新改革プランも県の地域医療構想と整合性が取れなければ、これも当然修正しなければいけないということになるのですが、この間、3番目として移転候補地の選定ということも、この検討委員会の中で議論するということですが、ずっとこれ、要するに29年度までは動けない、じっとそのままプラン自体は凍結するような形になるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

進め方としましては、地域医療構想の調整会議等がございますので、その進捗状況を見ながら随時進めて行きたいと思っております。

県の方にも、この辺は確認しましたがけれども、ある程度県の医療構想調整会議の方の中である程度、例えば、病床数につきましてもコンセンサスが取れるのであれば、ある程度はその方向性で進めてもいいというふうになっていきますので、ある程度の素案の段階でも、そこは進めてもいいというふうには判断しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その前にお尋ねするのですが、この委員の構成メンバーは、どういう方達が入って議論されるのか、構成メンバーについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

大きく4つの委員さんを想定しております。

まず1つが、医療に関する学識経験者を有する者ということで、一応ここには産業医科大学の大学教授を3名想定しております。

2番目としましては、病院経営に精通している者ということで、これは監査法人の公認会計士の方に入ってください。

3番目としましては、医師の代表ということで、直方鞍手医師会より代表者の方を1名お願いするということです。

それから、住民代表といたしまして、区長会の方から各3地区、剣、西川、古月の各地区より代表者を1名ずつ。

それから、後もう一つは、町全体の関係団体としまして社会福祉協議会、それから男女共同参画ネットよりそれぞれ各1名で、合計一応10名ということで想定しております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

一応10名ということですが、区長会も勿論住民を代表して必要というふうには思うのですが、やはり公募の方が一人、二人入れるということも考えていいのではないかなと思うのですが、その辺はどのように思いますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程もご説明させていただきましたけども、今回の整備基本構想の策定の中には移転先というところがございます。公募委員を選考した場合には公募委員の、そこには個人的な地域性というところも優先されるということも想定されますので、今回は中立的な立場ということで住民の代表を考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第103号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第103号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

現在対象となっている、支給されている方はおられるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今のところ支給されている方はいません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第104号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第104号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、地方分権推進の観点から、地域の実情に応じ一定の事項を条例で定めるということで条例の改正がされてあるわけですが、これまでと、これまでの徴収猶予だとかという部分も含めて、今までのやり方と、この条例を制定することによって変わる部分だとかがあるのでしょうか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

これまでも地方税法等の中に徴収猶予、勧告猶予という猶予制度が定めがありました。これまではそれに基づいて行っておりました。

今回、その中の一部について委任事項が設定されたことによる条例改正ということになっております。具体的には、大きく変わるところはございません。

1つだけ、今回の法改正の中で、今まで換価の猶予については職権ということになっておりましたが、ここが申請による猶予、申請することが出来るということに変わっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第105号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第105号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の11頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、11頁から14頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から18頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

4款の衛生費ですが、新しく病院の基本構想のところですが、先程の答弁の中で議論の中身ということで、病院の役割、病院の経営、そして移転候補地の選定とこの3つが上がっていましたが、移転をするとすれば、ここに病院事業債というものを起債したりすることにもなるわけで、そうすれば必ず県、総務省の同意が必要になります。

調書提出する際に病院経営も、先日の一般質問でもいいましたが、30年の病院経営、また人口の増減まで含めて出さないといけないわけで、その見込から移転、建て替えは難しいということも考えることも必要だと思います。それで建て替え移転候補地の選定ということだけじゃなくて、そこでの耐震化をするということも含めて議論するということにはならないですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

くらで病院が町立病院から地方独立行政法人に平成25年4月1日に移行しています。その時に鞍手町が地方独立行政法人に鞍手町の中期目標というものを定めております。これは議決要件でございます。

この際に、中期目標の中には、病院の位置では建て替えが不可能、だから今後町と病院で密接に連携を取りながら検討して行くということが、既にそこで謳われておりますので、それに基づいてこの計画をいろいろ検討を進めて行くというところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ここに中期目標というか中期計画ですよ。計画ではなくて目標。

○政策推進課長 三戸 公則君

両方です。

○11番 岡崎 邦博君

両方。私の手元には改革プランと中期計画のものしかないのですが、はっきりとそういった文言で謳われているところは、私の手元にはないので、後ほどそれを見せていただきたいと思います。中期計画の中にははっきりと移転、建て替えという言葉は出て来ないので、29年度までは私はこれで行くのかなというふうに思っていました。この町立病院の改革プラン、またはその計画の中で、どの部分ではっきりとその辺が謳われているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、中期目標につきましては、鞍手町が地方独立行政法人くらで病院に対しまして課した目標でございます。この中には、第5、その他業務運営に関する重要事項という中で、2の耐震化への取り組みという中で、東病棟及び南病棟は耐震基準を満たしていない。また現行の敷地では面積が少なく、増築での対応は不可能な状況である。

今後、町と連携を密にして新築移転に対する計画を策定準備を進めることと、まず中期目標の中で謳われています。その中期目標に従いまして、くらで病院が策定するくらで病院の中期計画です。この中期計画も議決要件でございます。

その中で、建て替え等に関する記述として、第9、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項の1の施設及び設備に関する計画の3のイ、耐震化及び療養環境改善への取り組みというところでもほぼ同様の内容が示されているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

15頁の民生費の障害者自立支援費、扶助費の方で約2千万ほどの追加補正というふうになっていますが、この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

今回、扶助費が1,950万5千円ほど補正をさせていただいておりますが、一つ一つで行きますと、短期入所費につきましては、当初8人程度を見込んで予算を計上させていただいておりますが、7月、8月と利用者が一人増えて来ておりますので、その分につきまして3月まで見込んで増額の補正をさせていただいております。

次の生活介護費につきましては、一月あたりの利用料が増加しております、現在63名、大体平均、月に20日ほど利用されておりますので、その分につきまして月に25万5千円程度平均しまして伸びておりますので、その分につきまして補正をさせていただいております。

次の共同生活援助費、これはグループホームの方に入所されてサービスを受けるものがありますが、4月時点では27名ということで予算を計上させていただいておりますが、4月以降4人程増加して、現在32名の方が入所されております。今後も入所1名程新規を見込みまして3月までの補正をさせていただいております。

次の就労移行継続支援事業につきましては、これは当初大体33名ぐらゐの利用者がおられました、今回7名ぐらゐ新規の方といいますか、新規の方も含め40名の方が現在利用されております。月当たり40名、18日の利用をされておるということで、後残り6ヶ月分を計算して、見込みまして補正をさせていただいております。

補装具費につきましては、今回例年よりも補装具下肢装具というところで、足とか上肢の部分の補装具につきまして、10月までで12件と例年より多く申請が上がって来たことと、それから特殊車椅子、高額な車椅子の申請が上がって来ましたので、この分と3月までの今後申請があろうと見込まれるところも入れて補正を行っております。

自動車改造助成費につきましては、当初1件毎年予算を計上させていただいております。

車の改造費につきましては、1件当たり10万円を限度としておりますが、今1件申請があって支給をしています。2件目の申請が上がって来ましたので、その分を今回補正させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、全般的にいろいろ扶助費が増えて来ているということで、それについて何か理由とかというのがあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

勿論、利用者が増えたという理由というのが、これがという特別にということはありませんけれど、年々ですが障害をお持ちの方がサービスの利用をというところ、相談支援事業とかを通してかも知れませんが、いろいろなサービスということの申請、又利用者の増えたこともありますが、障害福祉サービスの場合は支援区分というのがありますので、人によって同じように1日使われても単価といたしますか、報酬が替わったりしますので、そういった分もあるかと思えます。実際には利用される方が若干増えては来ております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について18頁から20頁まで質疑ありませんか。
岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

18頁の商工費で、地域バス路線等の運行維持費が1,060万円程計上されていますけれども、その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

補正額ですが、すまいるバスともやいタクシー、それから路線バスとして直方、鞍手、遠賀線、直方、鞍手、宗像線があるわけですけれども、それぞれに対して増減が生じたということが主な理由です。

中身としましては、すまいるバスにつきましては、中学生の通学利用者が予想を下回って運行収入減になったということが大きな理由でございます。

路線バスにつきましては、これも利用者の減によりまして収入が大きく落ち込み、尚かつ今度鞍手中学校前を通るルートに回したために、鞍手町への距離按分といたしますか、その負担が増えたというのが大きな理由でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは一時的なものなのか、恒常的にこういうふうになるのかはまだ分かりませんが、結局地域バス、これは12月の補正なんですけど、年間いくら掛かるようになったのですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

すまいるバスでは、最終的には4,729万8千円程度、もやいたクシーが856万4千円程度、路線バスが1,334万5千円程度になります。

その合計は6,920万8千円程度になります。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、20頁から22頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の路線バスと関連するのですが、教育費の中学校管理費、生徒バス通学費が542万7千円減っています。先程中学生の利用者が少なくなったということですが、その理由について教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

当初見込んでおりました予算の中には、夏休み、休日ですね。そういうところの年間を含めて予算計上しておりましたが、結果的に夏休み等の利用が極端に少ない。ですから7月の下旬です。それから8月、この辺のところの利用者が減ったということです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

9頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

9頁及び10頁について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第106号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第106号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第107号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第107号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書を議題とします。

宇田川亮君に提案理由の説明を求めます。

○4番 宇田川 亮君

発議第3号を提案いたします。

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成27年12月9日提出。

提出者 鞍手町議会議員 宇田川亮。

賛成者 鞍手町議会議員 鯨坂省治。

提案理由

地方自治法第112条 並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。以上です。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

発議第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています発議第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって発議第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際 休会についてお諮りします。

明日10日から14日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日10日から14日までの5日間は委員会審査のため休会

とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時29分

平成27年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
平成27年 12月15日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年 12月15日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年 12月15日 午後1時17分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	10	久保田正之		11	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月15日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第2 議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 請願第1号 TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関する請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 閉会中の継続事件

平成27年12月15日（第4回）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第103号から日程第5 議案第107号までの5件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）。

議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、12月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第103号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第104号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第105号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第106号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第107号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第103号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第104号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第105号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第106号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第107号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第103号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成27年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第6 発議第3号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書。

本委員会は、12月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発議第3号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第3号について、討論はありますか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

安全保障法制の廃止を求める意見書案の提出に賛成の立場で討論を行います。

その際に、今回の安全保障法制の廃止等を求める意見書案について、再度この案を読ませてください。

安全保障法制が9月19日未明の参議院本会議において採決に付され成立した。これに先立つ17日の参議院特別委員会においては、総括質疑が省略される中、議事経過を速記録に録取するのが困難なほど騒然とした状況下で採決手続きが強行された。

本法制は、圧倒的多数の憲法学者に加え、歴代の内閣法制局長官及び元最高裁判所長官を含む元最高裁判所判事らから、憲法の基本原理である恒久平和主義や立憲主義に反するとの指摘が相次ぎ、後方支援の拡大や武器使用権限の拡大についても、憲法に明確に反するとの

指摘が相次いだ。

今法制が立憲主義破壊の違憲立法であることが明白であり、参院可決後の各種世論調査でも国民の6割前後が今回の採決に反対の意思を示している。本法制については、国会審議が重ねられるほど、国民の反対や疑問の声が増大した。学生、研究者、子を持つ母親等、各界、各層で総意あふれる抗議行動や意見表明が全国、各地で行われるに至っている。

これに対して政府は、国会の内外において憲法上の問題について、今もって整合的な説明をしていないばかりか、本法案の必要性についても明確な説明がなされていない。

本法案のデメリット、例えば、かえって戦争やテロに巻き込まれるリスクが高まるのではないかといった不安や懸念に対してもいまだ説得的な説明はなされていない。こうした状況下で、本法制の採決が強行されたことは、立憲主義、民主主義、平和主義を真っ向から否定する暴挙であり断じて許されない。

よって、当町議会は政府に対して、係る暴挙に強く抗議すると共に、本法律の廃止及び必要な法改正を強く求める、これが意見書案の中身です。

いま読んだとおり、正に憲法違反の法案が強行採決されたということに対して、委員会付託されましたが、私は賛成の立場で意見を申しましたが、反対の意見は一言もありませんでした。これだけ重大な問題について一言も意見を話さないで否決するということは、絶対に許されるものではないというふうに思います。

よって、私は安全保障法制の廃止等を求める意見書の提出について賛成をいたします。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

発議第3号 安全保障法制の廃止等を求める意見書を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。

よって発議第3号は否決されました。

次に進みます。

日程第7 請願第1号を議題とします。

本請願は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願。

本委員会は、12月2日に付託された上記の請願を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願について、賛成の立場で討論を行います。

10月5日に環太平洋連携協定（TPP）交渉が大筋合意したという閣僚声明が発表されました。

我が党は、大筋合意が発表されたその日に、志位委員長の談話で、TPPからの撤退、調印中止を求めるという談話を発表しました。

安倍内閣が発表した大筋合意では関税分野について、10月5日内閣官房TPP政府対策本部、TPP協定の概要で、重要5品目（コメ、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物）の交渉結果を明らかにしたのに続いて、工業製品、農林水産物分野を含めて次々と追加発表を行い、ほぼ全容があきらかにされています。

その内容は、国会決議で聖域とした重要5品目での関税撤廃等が含まれており、決議違反であることは正に明らかです。

地域経済、雇用、農業、医療、保険、食品安全、知的財産権など、国民の生活、営業に密接に係わる分野で、日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認することはできません。

よって、この意見書を提出することに賛成いたします。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号 TPP（環太平洋経済連携協定）交渉に関する請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」少数）

挙手少数です。

よって請願第1号は不採択することに決定しました。

次に進みます。

日程第8 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 久保田 正 之

議員 岡 崎 邦 博

平成27年12月15日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査